

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	60
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 地域連携・地域貢献の充実	86
基準 B. 留学生支援と国際交流の充実	91
基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実	94
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	116

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

平成 12(2000)年 4 月、東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、21 世紀の少子高齢社会の問題を発見し解決できる、思考力・想像力のある優秀な人材を育てることを目的として、それまでの日本には存在しなかったまったく新しいタイプの大学として開学した。

本学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進することを基本理念としている。

校章には「大海を行く御朱印船」がデザインされている。創立者の祖先である茶屋四郎次郎は約 400 年前の江戸時代初期のまだ海外への渡航が命懸けであった時代に「御朱印船」で荒波を乗り越え、未知の世界に飛び込み祖国の発展に尽くした冒険者であった。この冒険者たる茶屋四郎次郎の国際的な広い視野、人のために尽くそうとする心を現代に引き継ぎ、柔軟で合理的な思考、国際的な広い視野、未知の問題に取り組む思考力・創造力とチャレンジ精神、人のために尽くそうとする心、こうした精神をもった人材を育成したいといった願いが東京福祉大学の校章である「大海を行く御朱印船」には込められている。

2. 使命・目的

東京福祉大学の使命を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」とし、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い社会に貢献することを目的としている。

3. 東京福祉大学の個性・特色

東京福祉大学は、祖国の発展のために御朱印船で荒海を乗り越えた茶屋四郎次郎のように、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献する人材の育成を目指して、平成 12(2000)年 4 月に開学した。開学にあたり、国内の諸制度・施策を踏まえつつ、広く世界に門戸を開くため、国際レベルの力量を有

する教員 15 名（アメリカから 8 人、大韓民国から 7 人、全教員の 45%相当）を海外の大学から招聘するとともに、次の教学運営方針を取り入れ教育理念の実現のために踏み出した。

開学時に教育理念の実現のために取り入れた教学運営方針

- ①担当教員による科目シラバス作成の義務化
- ②学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施
- ③教員の年次勤務評価制度の導入
- ④FD(Faculty Development)制度の施行
- ⑤教員の任期制と 7 年後のテニヤ（終身雇用保証）審査・取得制度の導入など

この教学運営方針の中でも、④の FD(Faculty Development)制度の施行は、平成 12(2000)年の開学当時、日本の大学には見られない斬新なものであった。アメリカの制度を取り入れた⑤の教員の任期制とテニヤ（終身雇用保証）取得制度は今でも日本の大学においては稀有な制度である。

開学以降、本学は独自性・先駆性の高い取り組みを次々と取り入れ、工夫・改善を柔軟かつ果敢に実行してきた。こうした取り組みは、開学より 24 年目を迎えた今日も「本学の個性・特色」として維持されており「建学の精神」の一貫性を支えている。さらに次の 11 項目は、開学時に教育理念の実現のために具体化され、現在も継続している「本学の個性・特色」である。

開学時より継続している「本学の個性・特色」

- ①GPA 制度(Grade Point Average)の導入
- ②アカデミックアドバイザー制度の実施
- ③オフィスアワーの設定
- ④単位認定要件として、4 分の 3 以上の授業出席の義務化
- ⑤双方向対話型授業とグループ討論の重視
- ⑥通信教育における双方向対話型授業の実践
- ⑦地域でのボランティア活動や公開講座の実施
- ⑧現場実習と地域連携の強化
- ⑨国家試験対策及び就職率の指標化
- ⑩アイデンティティとしての「就職に強い大学」
- ⑪留学生の受入れと国際交流の推進

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科※ 開設 (社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設 (通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設 (通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科※ 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程※が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター (東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学) ※通信教育課程は平成 19(2007)年開設
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程※前期 開設 (通信教育課程併設) 同 同 博士課程※後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設※ ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。

東京福祉大学

平成 21 (2009) 年 4 月	心理学部心理学科※ 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23 (2011) 年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設 国際交流センター 開設
平成 25 (2013) 年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成 25 (2013) 年 5 月	保健管理センター 開設
平成 26 (2014) 年 4 月	王子キャンパス 開設 池袋キャンパスから心理学部を移転
平成 27 (2015) 年 4 月	情報システム運用センター 開設
平成 28 (2016) 年 4 月	(短期大学部 3 年制課程に加え、2 年制課程 開設)
平成 29 (2017) 年 4 月	教育学部教育学科 組織改編 (通信教育課程併設) 教育学部教育学科及び教育学部教育学科日本語教育コースを教育学部教育学科学校教育専攻と教育学部教育学科国際教育専攻に変更。国際教育専攻には、国際教育コースと日本語教育コースを設置。
平成 30 (2018) 年 4 月	社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に変更
平成 31 (2019) 年 3 月	留学生教育センター 開設
平成 31 (2019) 年 4 月	社会福祉学部社会福祉学科に心理福祉専攻を開設
令和 2 (2020) 年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期を改組し、臨床心理コース (通学・通信)、公認心理師コース (通学・通信) を設置。

2. 本学の現況

・大学名

東京福祉大学

・所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目16番29号

・学部構成

	学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学科 ・社会福祉専攻 社会福祉コース（通学・通信） ・社会福祉専攻 介護福祉コース（通学） ・精神保健福祉専攻（通学） ・心理福祉専攻（通学） ・経営福祉専攻（通学・通信）
	保育児童学部	保育児童学科（通学・通信）
	教育学部	教育学科（通学・通信） ・学校教育専攻 ・国際教育専攻 国際教育コース ・国際教育専攻 日本語教育コース
	心理学部	心理学科（通学・通信）
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 ・博士課程前期（通学・通信） ・博士課程後期（通学） 児童学専攻 ・修士課程（通学・通信）
	教育学研究科	教育学専攻 ・修士課程（通学・通信）
	心理学研究科	臨床心理学専攻 ・博士課程前期（通学・通信） ・博士課程後期（通学）

東京福祉大学

・学生数、教員数、職員数（令和6年5月1日現在）

①学生数

〔学部・通学課程〕※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	440	1,790	740	212	331	442	1,725	0.96
保育児童学部	150	660	115	68	74	81	338	0.51
教育学部	220	940	180	110	163	226	679	0.72
心理学部	260	1,070	291	192	231	247	961	0.90
合計	1,070	4,460	1,326	582	799	996	3,703	0.83

〔学部・通信教育課程〕※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	520	2,705	59	66	136	229	490	0.18
保育児童学部	100	880	34	33	35	56	158	0.18
教育学部	200	1,480	25	13	48	59	145	0.10
心理学部	300	1,925	128	137	203	365	833	0.43
合計	1,120	6,990	246	249	422	704	1,621	0.23

〔大学院研究科・通学課程〕※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（博士前期）	70	140	401	2.86
	社会福祉学専攻（博士後期）	3	9	54	6.00
	児童学専攻（修士）	10	20	17	0.85
社会福祉学研究科 計		83	169	472	2.79
教育学研究科	教育学専攻（修士）	30	60	92	1.53
教育学研究科 計		30	60	92	1.53
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期）	30	60	31	0.52
	臨床心理学専攻（博士後期）	3	9	3	0.33
心理学研究科 計		33	69	34	0.49
合計		146	298	598	2.01

東京福祉大学

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（博士前期）	60	120	12	0.10
	児童学専攻（修士）	10	20	13	0.65
社会福祉学研究科 計		70	140	25	0.18
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期）	30	60	21	0.35
心理学研究科 計		30	60	21	0.35
合計		100	200	46	0.23

②教員数

[学部・通学課程]

学部・学科	専任教員数					計	助手
	学長・ 副学長	教授	准教授	講師	助教		
	2	－	－	－	－	2	－
社会福祉学部	－	17	12	14	2	45	0
保育児童学部	－	7	9	9	1	26	0
教育学部	－	17	9	13	0	39	0
心理学部	－	9	3	10	1	23	0
合計	2	50	33	46	4	135	0

※大学院の教員は全員が学部の兼担である。

③職員数 ※非常勤職員等は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

専任職員	非常勤職員等	計
205	47	252

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

「基準項目1-1を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東京福祉大学（以下、「本学」という。）は「建学の精神」を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定めている。そして「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。」、さらに「福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、現代の生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」としている。

また、「大学の使命」を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」と定め、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献することを使命としている。

これらの「建学の精神」「大学の使命」を受け、学部・大学院研究科の「教育目的」は、それぞれの教育課程を履修することによって得られる資格や就職できる分野など、学生の将来像を示している。以上のことから使命・目的及び教育目的の設定は具体的かつ明確であると判断する。【資料1-1-1】～【資料1-1-4】

「学部」の教育目的

■教育学部教育学科

入学後に3つの専攻・コースから希望に合わせてそれぞれのカリキュラムを学ぶ。学校教育専攻では、本学の学生参加型・対話型の授業を通して、その教育方法を身に付け、卒業後、教育現場で「アクティブ・ラーニング」が実践できる教員を養成す

る。また、国際教育専攻ではグローバル化する社会の中で、グローバルな教育現場に対応できる国際理解力やグローバルレベルでの健康問題に対処できる国際的知見と視野を備えたグローバルな教育人材を養成する。

■心理学部心理学科

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育分野並びに一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

■社会福祉学部社会福祉学科

現代社会のなかで絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力の社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材並びに社会福祉関連施設等の管理・運営者を養成する。

■保育児童学部保育児童学科

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、的確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

「大学院研究科の教育目的」

■心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）

「こころ」の「やまい」や不応症症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材の養成をめざす。

■心理学研究科臨床心理学専攻博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者を養成する。

■社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材を養成する。

■社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家の養成をめざす。

■社会福祉学研究科児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者の養成をめざす。

■教育学研究科教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材育成をめざす。

1-1-② 簡潔な文章化

本学は「建学の精神」を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」とし、「大学の使命」を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」と定めている。「建学の精神」、「大学の使命」、「教育目的」は、学則及び履修要項のほか、大学ホームページや大学案内(GUIDE BOOK 2024)等に掲載しており、そこには本学に入学したら挑むべき課題（国家試験・公務員試験等への合格）や卒業後の将来像（人や社会に貢献する職業）が具体的に示されており、国家資格試験・公務員採用試験・教員採用試験等の合格者数と高い就職率などの指標を踏まえ、本学に入学を希望する学生やその保護者、また、一般の方にも、わかりやすく適切に伝わる工夫をしている。

また、開学時より「建学の精神」を簡潔かつストレートに表現したキーワードである「理論と実践の統合(Academic&Practical)」を、大学ホームページや大学案内(GUIDE BOOK)等の広報媒体に継続的に用いている。学部・大学院研究科の教育目的や人材養成等に係る目的も難しい言葉を使わず、それぞれの教育課程が養成すべき人材・専門家を簡潔かつ明確に示している。

こうしたことから使命・目的及び教育目的は学生やその保護者、また、一般の方にも伝わり易く簡潔なものであり、「建学の精神」を象徴する「理論と実践の統合(Academic&Practical)」というキーワードは、簡潔かつストレートに教育理念を表現していると判断する。【資料1-1-1】～【資料1-1-4】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、前述の「Ⅰ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に示したとおりであり、大学ホームページや大学案内(GUIDE BOOK 2024)の広報媒体や履修要項等にも掲載されている。

特に「国際的な視野を養うための取り組み」、「留学生の受入れと国際交流」、「社会に貢献する人材の育成」を重視している。なかでも「国際的な視野を養うための取り組み」であり、開学時から継続している個性・特色の一つでもある「アメリカ夏期短期研修」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」という。）において一時中断を余儀なくされていたが、3年ぶりに令和4(2022)年度から再開実施している。

「留学生の受入れと国際交流」については、学内に国際交流センター、留学生教育センター、留学生支援室を設置し、また、さまざまな国からの留学生が充実した学修と生活を送れるよう、学修と生活の両面から組織的にサポートを行っている。このほか、留学生と日本人学生との交流の場となるコミュニケーションアワーを設け、学生たちが異文化に触れ、国際的なコミュニケーション能力や国際的な感覚を磨く場としている。

「社会に貢献する人材の育成のための取り組み」については、各キャンパスの所在する群馬県伊勢崎市、東京都豊島区・北区、愛知県名古屋市と、その近隣地域に向けたイベントの開催、地域で実施されるイベントなどへの参加、教員サポートボランティア等を行うなど積極的な取り組みを行っている。

また、大学の教育研究成果を地域に還元し、貢献する責務として地域と連携した市民向けの「公開講座」も企画・開催している。伊勢崎キャンパスでは群馬県伊勢崎市の教育委員会・高齢政策課と共同で開催している公開講座もあり、伊勢崎市の広報誌でも紹介されている。名古屋キャンパスでは愛知県名古屋市の教育委員会と「キャンパス講座」と題する公開講座を共同開催しており、令和4(2022)年度には「オンラインで学ぶ変化の時代との付き合い方」をテーマとした講義やワークショップを開催している。また、池袋キャンパスにおいても「公開講座」を実施している。本学で実施する公開講座を地域の方々に周知する手段として、ポスター、案内状等を作成して地元の専門施設・学校に配布しているほか、地元自治体や教育委員会等のホームページでも紹介されている。

こうした「社会に貢献する人材の育成のための取り組み」については、大学ホームページや学内広報誌「Voyage～大海へ～」等でも紹介されている。こうしたことから大学の個性・特色の明示は適切であると判断する。【資料1-1-4】～【資料1-1-12】

1-1-④ 変化への対応

本学では、令和元(2019)年に第2期（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）となる「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（以下、「中長期計画」という。）」を策定し、第1期（平成27年度～令和元年度5ヵ年計画）の結果・検証を踏まえて変化に対応する取り組みを強化している。

中長期計画には、本学を取り巻く環境や社会の変化（新型コロナウイルス感染症の感染拡大、長引く不況による家計への影響、少子化に伴う大学経営の困難、高齢化に伴う福祉政策の転換、留学生・障害のある学生への支援等）を踏まえて、「教育目的」の実現のための重点目標として「社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る」、「組織運営をさらに迅速に機動的に行えるよう見直し、ガバナンスの強化を図る」、

「各キャンパスを整備し、効率良い使用を検討する」、「ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る」等の方針が示されており、この中長期計画の実現のために、理事長と学長が中心となり、副学長、学部長、事務局長、関係各部署が連携して、結果・検証を踏まえて変化に対応する取り組みが行われている。【資料1-1-2】～【資料1-1-4】 【資料1-1-13】～【資料1-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-1-2】「東京福祉大学 学則」

【資料1-1-3】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料1-1-4】「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」

【資料1-1-5】「履修要項」

【資料1-1-6】「大学院要覧」

【資料1-1-7】「アメリカ夏期短期研修（2024年度）」リーフレット

【資料1-1-8】「大学ホームページ」（就職・キャリア支援）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>)

【資料1-1-9】「学内広報誌 Voyage～大海へ～（2024.2月号）」

【資料1-1-10】「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料1-1-11】「東京福祉大学 公開講座規程」

【資料1-1-12】「公開講座ポスター」

【資料1-1-13】「大学院案内(GUIDE BOOK 2024)」

【資料1-1-14】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

【資料1-1-15】「安心・安定の将来をつかんだ合格者」

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的や教育方針の設定については、引き続き、学内組織間で十分な連携を図り、本学を取り巻く環境や社会の変化を踏まえて適切に維持または必要な見直しを行っていく。

中長期計画については、年度毎の年次計画を策定し、その計画進捗状況の検証を実施し、その結果を踏まえて翌年度の年次計画を策定するPDCAサイクルであったが、コロナ禍において、このPDCAサイクルが適切に機能しないこともあった。令和5(2023)年度から全面对面授業が再開となったことを機に、中長期計画の進捗状況を全学的に検証し、令和6(2024)年度の年次計画を策定し、計画達成に向けてPDCAサイクルを適切に機能させていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画の反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成と整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は年次毎に点検・検証を行っている。法令改正や社会的ニーズの変化等により、見直し修正が必要となった場合は教授会・研究科委員会、教育研究評議会で十分に審議検討し、理事会の決議をもって見直し修正を行っている。このように、使命・目的及び教育目的の見直し修正の過程において、役員、教職員が関わることで、使命・目的及び教育目的は役員、教職員の理解と支持は得られているものと判断する。【資料1-2-1】 【資料1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は学則に明記されており、大学ホームページ、大学案内(GUIDE BOOK 2024)等の広報媒体に掲載することで広く学内外に周知されている。また、学内の教職員研修会、FD研修会においては、使命・目的及び教育目的を理解するために具体的な説明を行っている。こうしたことから学内外へ適切に周知されていると判断する。【資料1-2-1】～【資料1-2-4】

1-2-③ 中長期的な計画の反映

本学では、令和元(2019)年に本学の第2期（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）となる中長期計画を策定している。その中長期計画「第1章 長期ビジョン」の「第1節 建学の精神」、「第2節 大学の使命」に、「全学的な人材育成」、「キャリア教育・キャリア開発支援」、「教員の教育力の強化」、「学生サポート体制の確立」、「実習指導の充実」、「留学生の学修・生活の支援」、「地域貢献」等、使命・目的及び教育目的を実現させるための具体的な取り組みを明記している。【資料1-2-5】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、各学部・学科・研究科の「教育目的」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定め、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表している。「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」には、本学が育成しようとする人材の具体的な能力（国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル）が反映されている。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」には、双方向対話型授業を中心とするアクティブ・ラーニングを通して「思考力」、「創造力」、「問題発見・解決能力」を身につけるといふ本学の教育方

法・教育理念が表現されている。このように使命・目的及び教育目的には、三つのポリシーが反映されていると判断する。【資料1-2-1】 【資料1-2-2】 【資料1-2-5】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は「東京福祉大学 教学組織図」（図1-2-1）に示したとおりである。また、教学の運営に係る各委員会・専門部会の構成は「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」（図1-2-2）に示したとおりであり、全学の教職員が構成員となり使命・目的及び教育目的の実現のために取り組んでいる。

各委員会・専門部会の運営体制として、教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験、公認心理師国家試験（臨床心理士試験）等の資格試験等のほか、全学のキャリア教育に関する事項についてはキャリア教育専門部会、カリキュラムの編成全般に関する事項についてはカリキュラム編成専門部会が、その方針を協議している。教育内容及び授業方法の改善に関する必要事項についてはファカルティ・ディベロップメント(FD)専門部会が、授業見学やFD研修会等のファカルティ・ディベロップメント(FD)の取り組みを通して授業の質の維持と向上を行っている。学生の安心・安全な生活を支えるために全学学生支援委員会、ハラスメント防止・対策専門部会、ボランティア活動や実習活動を支えるために地域連携推進専門部会、福祉実習専門部会、教育実習専門部会を設置している。

公務員採用試験、教員採用試験、国家試験等の合格支援及び就職支援についてはキャリア支援室が組織的に行っている。また、留学生の学修及び生活支援等については教務課、留学生支援室、留学生教育センター運営委員会及びその下部組織の4つの専門部会が中心となり、それぞれ事務組織と教学組織が連携してその役割を担っている。

各委員会・専門部会の委員長・部会長は学長が任命し、各活動の推進・調整にあたっては、委員長・部会長がその職責を担い、規程に則った運営を行っている。

このように、使命・目的及び教育目的の実現に向けて、教育研究組織の構成との整合性は整備され、適切に機能していると判断する。【資料1-2-6】～【資料1-2-18】

図1-2-1 「東京福祉大学 教学組織図」

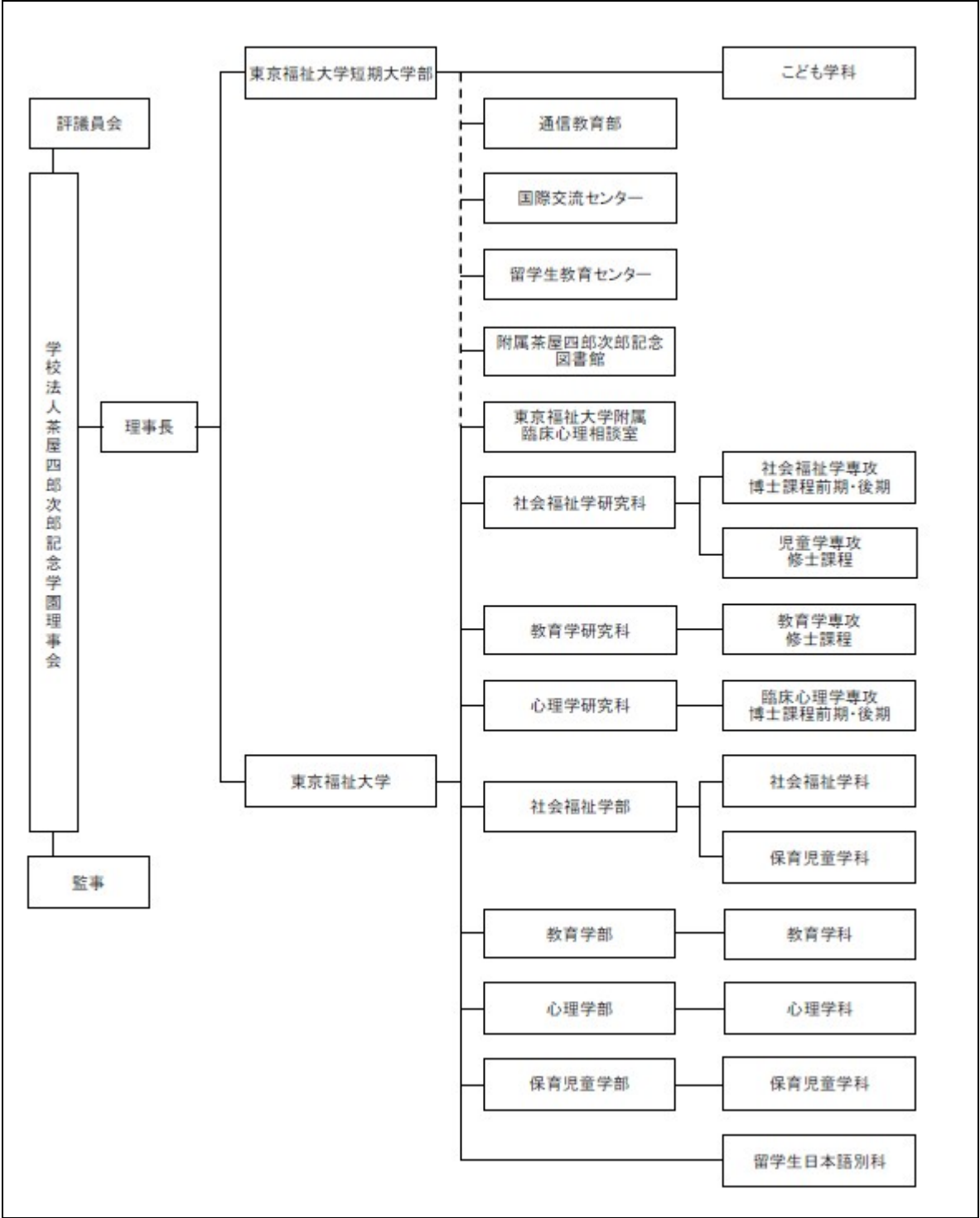
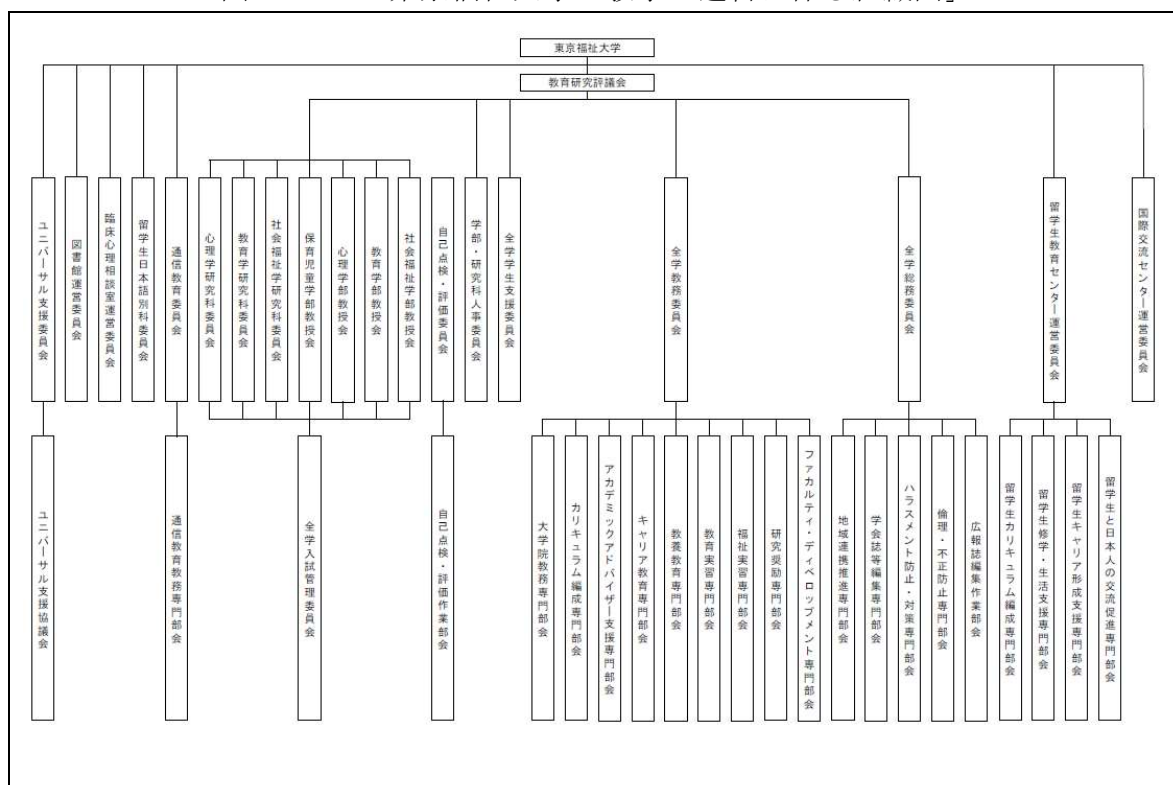


図1-2-2 「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-2-2】「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」

【資料1-2-3】「東京福祉大学 学則」

【資料1-2-4】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料1-2-5】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

【資料1-2-6】「東京福祉大学 教学組織図」

【資料1-2-7】「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」

【資料1-2-8】「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」

【資料1-2-9】「東京福祉大学 全学総務委員会規程」

【資料1-2-10】「東京福祉大学 全学教務委員会規程」

【資料1-2-11】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」

【資料1-2-12】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」

【資料1-2-13】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」

【資料1-2-14】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」

【資料1-2-15】「東京福祉大学 全学学生支援委員会規程」

【資料1-2-16】「東京福祉大学 全学総務委員会に置くハラスメント防止・対策専門部会規程」

【資料1-2-17】 「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料1-2-18】 「東京福祉大学 留学生教育センター運営委員会規程」

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、組織内外の理解や支持、構成や整合性、周知、計画、ポリシー等のほか、さまざまな指標にも反映されている。

令和6(2024)年4月に教授会・研究科委員会において、次期中長期計画を見据えて、教育目的及び三つのポリシーの確認を行い、必要に応じて社会の変化を踏まえた見直し修正を行うこととなっている。使命・目的及び教育目的については、教職員全体で意識の統一や教育内容の改善を図り、今後も引き続き時代に即した修正を行っていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、その意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔で分かり易く表現されている。また、本学の個性・特色についても簡潔かつ適切に明示されており、本学を取り巻く環境や社会の変化にも柔軟かつ適切に対応できている。

特に建学の精神、本学の個性・特色である「問題発見解決能力を持った人材育成」や公務員採用試験や教員採用試験、国家試験等の合格を含めた学生へのキャリア教育・支援、実習教育、学生支援、留学生教育・支援等については、役員、教職員の理解と支持を得て、時代の流れにあった学校運営を行うように、常にPDCAサイクルを意識して具体的な取り組みを行っており、適切に実施されていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、「入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）」を、建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と教育目的を踏まえ、全学教務委員会が中心となり、その内容について検討を行い、全学の承認を受け、次のように定めている。

「入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）」

【大学】

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力・行動力が備わった、社会福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的としている。

そのために、実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付けることや本学の各学部・学科で養成する各分野の専門家に必要な専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせることを重視している。

本学の入学者選抜では、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、総合型選抜をはじめ多様な選抜方法を用意し、学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学の機会を提供したいと考え、以下のように本学の入学者受入れ方針を定めている。

1. 本学の教育理念、教育目標・内容・方法等を理解した上で入学を希望する者
2. 将来、社会福祉関係、保育関係、学校教育関係、心理学を生かした職業を目指し、チャレンジ精神や意欲がある者
3. 自分や他の人を大切にし、「やさしさ」「思いやり」「人間性」にあふれる熱意のある者
4. 東京福祉大学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲のある者

【大学院】

東京福祉大学大学院では、学生に対し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的能力を高められるよう、「講義」「演習」などを通して、双方向対話型の教育を実践するとともに倫理規定に沿った「調査」を行っている。また、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心があり、国際社会を生きる各分野のリーダーとして高潔な人格形成を目指している。

本大学院の人学者選抜試験では、こうした国際感覚や研究意欲があり、学び続けることができる能力を持った学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、選抜試験を実施する。

本大学院では、次にあげるような学問・研究に必要な基礎的な能力と人間性がある人材を求めている。

1. 東京福祉大学院の実践的・効果的な教育を継続して学び、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得を目指そうとする意欲がある者
2. 各分野の学問的・実践的リーダー的な人材になりたいという強い熱意がある者
3. 教養を生かし、他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」及び「人間性」がある者

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、募集要項等をとおして学内外に周知されており、オープンキャンパスや受験希望者対象の大学説明会等においても説明を行っている。【資料2-1-1】～【資料2-1-5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れについては「大学入学者選抜実施要領（文部科学省通知）」に則り、全学入試管理委員会が実施要領及びその細目を定め、これに基づいて全学入試管理委員会を中心とする入学試験実施本部が入学者選抜の実施・運営を行っている。入学者選抜を担当する教職員に対しては事前に入念な説明を行い、公正かつ厳格な体制のもとに入学者選抜を行っている。

入学試験問題の作成にあたっては入学試験問題作成委員会を組織し、委員相互に各問題の点検・校正等を経てアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを実現するための入学試験問題を編成している。

また、本学では入学者受け入れの選抜方式として、総合型選抜、学校推薦型選抜、Special奨学生選抜、一般選抜、特別選抜、編入学を設けており、いずれの選抜方式においても単に知識の有無を問うのではなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価できるようアドミッション・ポリシーに沿った入学者選

抜を行っている。入学者の受け入れ選抜方式の特徴は次のとおりである。【資料2-1-6】～【資料2-1-8】

「入学者の受け入れ選抜方式の特徴」

■総合型選抜

総合型選抜は課題発表型、活動発表型、目標発表型の3方式で実施しており、令和6(2024)年度には基礎学力型を新設する。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を選抜している。また、課題発表型、活動発表型では成績優秀者に初年度納付金を減免する制度を実施している。

■学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は公募型と指定校型があり、いずれも出願要件にアドミッション・ポリシーに適合することを明記している。

■一般選抜、Special奨学生選抜

一般選抜では、本学独自の学科試験のほか、大学入学共通テストを利用した選抜も行われている。

Special奨学生選抜は、一般選抜と同様、本学独自の学科試験を課し、合格者のうち特に優秀と認められた者を奨学生として採用するとともに、一般選抜免除合格の判定も行う。一般選抜、Special奨学生選抜ともに、本学独自の試験問題作成にあたってアドミッション・ポリシーに基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

■特別選抜

特別選抜は、社会人、帰国生徒、留学生を対象者とする選抜を行っている。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合する者が共通の出願資格となっており、面接、小論文、書類選考によって審査している。

■留学生選抜

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■編入学

他の大学・短期大学・専門学校卒業者等を対象とした編入学試験も実施しており、ここでも面接、小論文、書類選考によって、本学のアドミッション・ポリシーに適合する人物であるか審査を行っている。

■留学生編入学

留学生向けに面接、書類選考による選抜を行っている。アドミッション・ポリシーに適合することが出願資格になっている。

■大学院

面接において、アドミッション・ポリシーに適合する人物であるかに加え、各専攻・課程における人材養成等に係る目的に見合う人物であるかを審査している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の入学定員に対する入学者については、社会福祉学部は留学生のニーズに応えるため令和4(2022)年度に入学定員を360人から410人に増やしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」という。）において、留学生の来日が困難または不可能になった影響を受け、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は大幅に入学者数が減少していたが、令和5(2023)年度にコロナ禍が終息し、留学生の渡航が可能となったため、令和6(2024)年度の入学定員をさらに440人へ増やし、令和6(2024)年度の入学定員充足率は167.3%と大きく改善している。保育児童学部は入学定員割れが続いていたため、令和4(2022)年度に入学定員を80人減らしたが、令和4(2022)年度・令和5(2023)年度は入学者が減少していたが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は76.6%と改善している。教育学部も入学者数の減少傾向が続いていたが、令和6(2024)年度の入学定員充足率は81.4%とやや改善している。一方、心理学部は令和3(2021)年度まで入学定員充足率が100%を上回り、令和4(2022)年度に入学定員を30人増やし、入学定員を260人としているが、概ね入学定員を充足しており、令和6(2024)年度の入学定員充足率は110.8%となっている。

大学全体として志願者・入学者を安定的に確保するため、アドミッション・ポリシーに沿った人材を広く募集できるよう、令和5(2023)年度に総合型選抜（目標発表型）においてエントリー制度を創設している。このエントリー制度は、他大学との併願が可能であり、エントリー登録日に事前面談を行って、将来の明確な目標とそのための努力、大学入学後の勉学への意欲をアピールできた志願者は面接を免除し、目標レポートを含む書類選考のみで可否を決定する制度となっている。また、令和7(2025)年度の入試では総合型選抜に面接で自身をアピールするのが不得意な高校生が出願しやすくするため、基礎的な学力を問う基礎学力型選抜制度の新設を予定している。

定員の未充足が続く保育児童学部と教育学部については、令和5(2023)年度、教育学部教育学科学校教育専攻に小学校で必要とされるICT（情報通信技術）教育を担うことができるよう履修モデルとして「ICTコース」を設置している。また、保育児童学部保育児童学科には保育・福祉と合わせて芸術系科目（音楽・造形など）を学び、コミュニケーションを重視した芸術表現や福祉現場での芸術表現が活かせる人材の養成を目的とする履修モデルとして「芸術福祉コース」を設置するなど、ICT教育の専門家として教育界に貢献したい学生や、音楽・美術志向の強い学生への訴求を図っている。（表2-1-1）

表2-1-1 各学部の過去5年の入学定員・入学者数・入学定員充足率

学部		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
社会福祉学部	入学定員（人）	360	360	410	410	440
	志願者数（人）	1,265	812	410	383	1,016
	入学者数（人）	560	479	251	242	736
	入学定員充足率	155.6%	133.1%	61.2%	59.0%	167.3%
保育児童学部	入学定員（人）	230	230	150	150	150
	志願者数（人）	197	122	120	103	167
	入学者数（人）	84	70	67	71	115
	入学定員充足率	36.5%	30.4%	44.7%	47.3%	76.6%
教育学部	入学定員（人）	280	280	280	280	220
	志願者数（人）	574	508	337	276	298
	入学者数（人）	228	252	141	118	179
	入学定員充足率	81.4%	90.0%	50.4%	42.1%	81.4%
心理学部	入学定員（人）	200	200	230	230	260
	志願者数（人）	608	535	511	411	481
	入学者数（人）	248	257	238	213	288
	入学定員充足率	124.0%	128.5%	103.5%	92.6%	110.8%

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期及び教育学研究科教育学専攻修士課程は、留学生のニーズが高く、入学定員超過の状態が続いていたため、令和5(2023)年度にそれぞれ入学定員を増やしている(表2-1-2)。【資料2-1-2】 【資料2-1-9】～【資料2-1-11】

表2-1-2 各大学院研究科の過去5年の入学定員と入学者数及び入学定員充足率

研究科・専攻		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期	入学定員（人）	10	10	10	70	70
	志願者数（人）	51	73	67	115	354
	入学者数（人）	36	59	61	92	287
	入学定員充足率	360.0%	590.0%	610.0%	131.4%	410.0%
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期	入学定員（人）	3	3	3	3	3
	志願者数（人）	4	0	5	12	43
	入学者数（人）	4	0	5	9	35
	入学定員充足率	133.3%	0.0%	166.7%	300.0%	1,166.7%
社会福祉学研究科 児童学専攻 修士課程	入学定員（人）	10	10	10	10	10
	志願者数（人）	7	4	3	6	23
	入学者数（人）	1	3	1	2	14
	入学定員充足率	10.0%	30.0%	10.0%	20.0%	140.0%
心理学研究科	入学定員（人）	30	30	30	30	30

臨床心理学専攻 博士課程前期	志願者数（人）	31	38	66	94	71
	入学者数（人）	10	15	14	18	12
	入学定員充足率	33.3%	50.0%	46.7%	60.0%	40.0%
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期	入学定員（人）	3	3	3	3	3
	志願者数（人）	0	2	4	2	3
	入学者数（人）	0	0	2	0	1
	入学定員充足率	0.0%	0.0%	66.7%	0.00%	33.3%
教育学研究科 教育学専攻 修士課程	入学定員（人）	10	10	10	30	30
	志願者数（人）	21	45	30	26	85
	入学者数（人）	17	28	26	20	66
	入学定員充足率	170.0%	280.0%	260.0%	66.7%	220.0%

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料2-1-2】「2025年度 東京福祉大学入試Information」

【資料2-1-3】「大学ホームページ」（アドミッション・ポリシー）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料2-1-4】「東京福祉大学 昼間部通学課程募集要項」

【資料2-1-5】「大学院 学生募集要項」

【資料2-1-6】「大学ホームページ」（入試情報）

(<https://jukennavi.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/>)

【資料2-1-7】「大学ホームページ」（大学院入試情報）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/graduateschool/admissions.html>)

【資料2-1-8】「東京福祉大学 入学者選抜規程」

【資料2-1-9】「過去5年間の入学定員充足率」

【資料2-1-10】「教育学部教育学科学校教育専攻ICTコース リーフレット」

【資料2-1-11】「保育児童学部保育児童学科芸術福祉コース リーフレット」

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は明確に定められ、あらゆる方法を駆使して学内外への周知を図っている。本学の入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき適切に実施されている。今後も大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、出張進路ガイダンス等をとおしてアドミッション・ポリシーの積極的な周知とその周知方法の検討・改善に継続的に取り組んでいく。

入学者数については、特に教育学部において大幅な定員未充足状況が続いていることを受け、令和6(2024)年度の入学者選抜から教育学部の入学定員を60名減らし、定員超過が続いている社会福祉学部と心理学部を各30名増やしている。今後も全学的に安定して入学者を確保できるよう入学定員に沿った適切な学生受入れの数の維持のための検証と改善の努力を続けていく。具体的には、現在の高校生や保護者の進学に対

する考え方、視点、希望動向等、ニーズを正確に把握・分析し、それを基に本学のアドミッション・ポリシーがより受け止められやすくなるような取り組みを進めていく。そのために、外部業者を利用した調査を実施し、その結果を適切で効果的な広報活動のために有効に活用していく。

また、平成 28(2016)年度より始めた本学独自の奨学金制度「Special 奨学生選抜」を引き続き実施し、将来社会で活躍できる優秀な人材の養成をめざし、所定の入試において上位合格の学生に経済的支援を図っていく。令和 6(2024)年度の入学者入試より始めた「総合型選抜（課題発表型・活動発表型）」における特待生制度も引き続き実施していく。これは、受験者のうち特に優秀な成績を修めた者に初年度授業料の全額、半額、または 4 分の 1 を免除するものである。入学者選抜制度の改善についてはさらに検討を進め、入学志願者の掘り起こしに努めていく。

近年では高校生の進路決定に保護者の意見が大きく影響しているため、オープンキャンパスにおいて、入学を希望する学生のみならず、保護者の参加も積極的に促していくなど、引き続き保護者へのアプローチも拡大していく。

近年、多くの高校生が SNS(Social Network System)を利用して情報収集を行う傾向にあるため、大学ホームページだけでなく SNS を利用した効果的な情報発信をさらに強化していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、全学教務委員会が中心となり、教員と職員等が協働で調整を図りながら全学的に遂行している。本学では春学期・秋学期の2学期制（以下、「セメスター」という。）を導入しており、各セメスターのはじめに行っているオリエンテーションやホームルームでの履修指導においては、アカデミックアドバイザー（クラス担任）が履修登録に関する質問に対応するなど、学生への直接的な履修指導を行っており、教員と教務課職員が確認を取りながら円滑、かつ適切に履修登録を進めている。

本学の教員は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて、オフィスアワーを週3時間以上設けることとなっている。オフィスアワーの曜日及び時間帯はシラバスに記載されているほか、教員は研究室前に担当授業科目とオフィスアワーの曜日・時間帯を掲示することになっている。また、教員には担当授業科目の学修相談のほか、学生のキャリア開発に役立つ支援を行うことを推奨しており、研究室前にはそうした内容も掲示して学生の積極的な相談を促している。

授業編成に関しては、全ての学年をとおしてキャリア教育に関する授業科目をカリキュラムに組み込んでいる。キャリア教育に関する授業科目として、1・2年生では大学での勉学に必要な基礎教養と広範な一般知識を身につけるための講義、3年生以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身につけさせるための講義を中心にカリキュラムが編成されている。

また、障がいのある学生等への学修支援については、「障害者差別解消法」の合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」に移行したことも考慮し、障がい者支援の体制整備に取り組んでおり、令和6(2024)年度、全学委員会の一つとして、「障がい者支援を統括するユニバーサル支援委員会」及びその下部組織で実務を担当する「ユニバーサル支援協議会」を設置している。「東京福祉大学における障がいのある学生に対しての支援について（合理的配慮の取り組み）」と題する冊子を作成して全教職員への周知を図るとともに、同時に定められた「東京福祉大学 障がい学生支援規程」に基づき、合理的配慮が必要な学生を組織的にサポートする仕組みを整えている。

施設面については、障がいのある学生等への支援のため、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置し、校舎内は段差の少ないバリアフリー構造を取り入れ、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備するなど、障がいのある受験者・学生等への配慮のための施設整備を行っているところである。また、障がいのある受験者への支援に関しては、障がいや病気、負傷等により入学者選抜における配慮を希望する受験者については、大学入試センターの実施する大学入学共通テストに準じた対応をとっている。さらに、大学入試センターの配慮支援に該当しない場合や具体的な対応方法をとることが困難な場合は、発達障害教育センターや日本学生支援機構及び大学入試センターに相談し、その内容に沿って対応することとしている。基本的には、本学の障がいのある学生に対しての合理的配慮については、文部科学省が示した指針に基づいて学内諸規定及びその対応を定めており、障がいのある受験者・学生等の入学試験時における対応についても学内諸規定に則った対応を行っている。

上記のような受験時の配慮支援の内容については、申請方法とともに学生募集要項や本学ホームページで周知されている。

中途退学、休学及び留年などへの学業・学修に関する支援としては、成績の不振な学生に対しての面接指導のほか、保証人と授業担当教員、教務課職員が学業成績等について個別に連絡調整し、学業成績の改善・向上のための対応を行っている。健康、生活、経済的な問題については、保健相談室、学生相談室、教務課、キャリア支援室が連携し、専門的な支援を展開している。【資料2-2-1】～【資料2-2-7】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)等の採用・活用については、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」に基づいて運用を行っている。教育アシスタント(TA・SA)は、授業を担当する教員の指導・助言に従い、授業の事前準備、学生からの質問対応、演習・実習の教育業務等の支援を行っている。教育アシスタントを活用することは学修支援の充実に有効であり、教育者を目指す学生にとっても教育アシスタントとして学習支援に携わることは、実践的な教育の経験や資質

向上のためのよい機会ともなっている。しかし、近年はコロナ禍にあつて授業形態がオンライン中心であったため、教育アシスタントを採用することができなかった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料 2-2-2】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」

【資料 2-2-3】「東京福祉大学における障がいのある学生に対しての支援について（合理的配慮への取り組み）」

【資料2-2-4】「大学ホームページ」（受験・修学上の配慮申請について）
(<https://jukennavi.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/information/>)

【資料2-2-5】「東京福祉大学 昼間部通学課程募集要項」

【資料2-2-6】「大学院 学生募集要項」

【資料2-2-7】「東京福祉大学 障がい学生支援規程」

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等との協働をはじめとする学修支援体制は整備されている。TA(Teaching Assistant)等の活用については、関連諸規程は整備され、受け入れ体制も整備されているが、近年のコロナ禍においては、授業形態がオンライン中心であったこともあり、教育アシスタントを採用することができなかった。令和 6(2024)年度より全面的に対面による授業形態に戻ったため、今後は積極的に教育アシスタントを採用・活用し、学修支援を図っていく。

障がいのある学生への配慮支援については、これまでも関係する部署、教員の連携により可能な限りの対応をとってきたが、全学的かつ専門的な組織としてのユニバーサル支援委員会及びその下部組織であるユニバーサル支援協議会の整備・発足により、配慮を必要とする個々の学生に対する具体的できめ細かな支援計画を、より迅速に策定し、実施する体制が整ったため、今後は、具体的な支援事例を積み重ねながら、より充実したサポートが提供できるよう常に支援のあり方を見直すとともに、教職員への周知を徹底して全学をあげて取り組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、平成 12(2000)年の開学時から、学生の就職支援のために就職支援室を設置し、一人ひとりの学生の就職を丁寧にサポートしてきた。平成 14(2002)年には、福祉

や保育の専門職を目指す学生の資格取得のための学修や実習が円滑に進むよう、福祉専門職支援室を設置している。平成 22(2010)年には、教職を目指す学生の教育実習、教員採用試験の支援を目的とした教職課程支援室を設置し、それぞれの支援室が、それぞれの役割をもって学生の進路・就職・実習の専門分野について組織的な取り組み支援を行っている。また、学生への具体的な実習・演習及び就職の支援方針や取り組み内容について、就職支援室、福祉専門職支援室、教職課程支援室の各支援室と、全学教務委員会下部組織である福祉実習専門部会、教育実習専門部会、教養教育専門部会、キャリア教育専門部会とが相互に連携して策定、実施し、その結果について分析が行われ、学生支援の充実のためにフィードバックされている。

なお、令和 6(2024)年度より、キャリア支援を機能的かつ総合的に支援するために、就職支援室、福祉専門職支援室、教職課程支援室をキャリア支援室として組織統合し、実習・資格試験・就職への連携をより強固にして学生支援のさらなる充実を図っている。

学生が実習に行く際には、事前の指導のほか、実習先への巡回（以下、「実習巡回」という。）と実習終了後の事後指導を行っている。基本的に各専門分野の専任教員が実習巡回及び実習終了後の事後指導を行い、学生の実習時の様子や状況について担当するキャリア支援室に報告書を提出している。また、キャリア支援室、アカデミックアドバイザー、実習巡回指導にあたる教員が横の連携を密にとり、学生一人ひとりに合わせた社会的・職業的自立のための学生支援を行っている。

学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できる人材に育つよう、1 年次から 4 年次までのカリキュラムの流れの中で、学部により科目名称は異なるが「キャリア基礎演習科目」、「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」、「キャリア開発演習科目」の具体的内容として、1・2 学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心（良識）、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、3・4 年次では「職業に関しての多様な選択肢について理解をさせ、自己の冷静な分析（適性）によって職業についての認識を深める」ことができるよう科目編成に配慮している。

このほか、社会的・職業的自立のために有用な資格の取得を支援するため、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、公務員を志す学生に向けて公務員採用試験対策講座を 3 年次から開講するとともに、公務員インターンシップへの参加も推奨している。また、キャリア支援室がアカデミックアドバイザーと連携して行う学生との個人面談や、就職試験面接を想定した模擬面接の実施、学外施設・企業の人事採用担当者を招いての学内就職説明会やセミナーの開催等も行っている。また、留学生の社会的・職業的自立に資するため、日本語能力向上のための指導体制を整備するとともに、留学生を対象としたガイダンス・セミナーも行っている。なお、コロナ禍にあっては、対面による支援が困難であったためオンラインを利用した面談やガイダンス等を企画・開催し、学生の進路指導を行った。

こうした本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、公務員採用試験対策、国家試験対策、学生一人ひとりに合わせた進路決定支援等の成果は、多くの公務員採用試

験・国家試験合格者数や就職率に表れている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、連絡先、実習先、就職活動や支援の状況をデータベースで管理しており、キャリア支援室にて共有され、学生指導に活用されている。

留学生のキャリア支援に関しては、キャリア支援室、留学生支援室、留学生教員センター、留学生教育センター運営委員会が連携をとり進めている。さらに留学生の教育及び研究に関して審議・検討するため、留学生教育センター運営委員会の下部組織として、留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の4つの専門部会を設置して、留学生の修学・生活・キャリア支援・日本人学生との交流等、入学後の学生生活から卒業・就職までを全学的に支援している。さらに、日常的な支援体制に関しては、日本人学生同様にアカデミックアドバイザーを配置して、いつでも相談できる支援体制をとっている。また、ビザ更新等で必要な授業への出席の確認や学習支援においては教務課と連携している。また、アカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを用いて、月に最低1回、アカデミックアドバイザーと個別面談をおこなうシステムを構築している。

このように、本学は教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断する。【資料 2-3-1】～【資料 2-3-29】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料 2-3-2】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」

【資料 2-3-3】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」

【資料 2-3-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」

【資料 2-3-5】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」

【資料 2-3-6】「福祉実習専門部会議事録（2023 年度）」

【資料 2-3-7】「教育実習専門部会議事録（2023 年度）」

【資料 2-3-8】「教養教育専門部会議事録（2023 年度）」

【資料 2-3-9】「キャリア教育専門部会議事録（2023 年度）」

【資料 2-3-10】「大学ホームページ」（シラバス）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)

【資料 2-3-11】「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭一種免許状]」

【資料 2-3-12】「教育実習の手引き」

【資料 2-3-13】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」

【資料 2-3-14】「教育実習の手引き[幼稚園・小学校教諭免許状]」通信教育部

【資料 2-3-15】「教育実習の手引き[教育実習（中等）・特別支援教育実習]」通信教育部

【資料 2-3-16】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」通信教育部

【資料 2-3-17】「教育実習の手引き」[教職員用]

- 【資料 2-3-18】 「ソーシャルワーク実習の手引き」
- 【資料 2-3-19】 「精神保健福祉実習の手引き」
- 【資料 2-3-20】 「介護実習の手引き」
- 【資料 2-3-21】 「保育実習の手引き」
- 【資料 2-3-22】 「福祉・保育実習の手引き」 通信教育部
- 【資料 2-3-23】 「就職の手引き 2024 年 3 月卒業予定者用」
- 【資料 2-3-24】 「進路登録カード」
- 【資料 2-3-25】 「過去の就職率の推移 令和 3 年～令和 5 年」
- 【資料 2-3-26】 「公務員合格者数の推移 令和 3 年～令和 5 年」
- 【資料 2-3-27】 「国家試験合格者数の推移 令和 3 年～令和 5 年」
- 【資料 2-3-38】 「2022 年度 東京福祉大学「ソーシャルワーク実習・精神保健福祉実習連絡会」質問及びアンケート（結果）」
- 【資料 2-3-29】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 留学生教育センター規程」

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援室は、3 年次生からの全員面談に力を入れ、「卒業生には安定した就職」、「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」、「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」を目指している。公務員への就職希望者が近年増加傾向にあるため、学内において都道府県市区町村等の行政機関、警察、自衛隊の人事採用担当者を招いた「就職セミナー」を充実させていく。また、留学生の社会的・職業的自立のための指導・支援のために、進学・授業に関する相談のほか、日本での日常の幅広い生活支援、卒業後の就職・進路指導などの支援を適切に行えるよう、学内支援体制の整備と強化を行っていくとともに、多様なニーズに応えるために今後も様々なプログラムを検討し、支援体制の整備を進めていく。また、就職支援については、これまでの就職実績をデータベース化し、卒業生自身の支援や卒業生の就職先への就職を継承していけるようなシステム構築の検討を行っていく。

また、様々な資格取得において、必修となっている各実習における関係機関との調整を綿密に図りながら、実習がスムーズに行えるよう今後とも連携を図りながら進めていく。さらに、各教員免許取得に活かせるように、教員採用試験合格に向けての支援を充実させていき、多くの合格者を出せる体制の強化を図っていく。

国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師においても国家試験合格率を上げる為、国家試験対策講座等支援の充実を図り、キャリア支援室及びキャリア教育専門部会が中心となり、実質的な成果を上げる為に取り組んでいく。保育士についても公立保育園等への就職支援を積極的に行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生が大学生活を円滑に、有意義にそして安全に送れるよう、学内の規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的として作成された「学生生活の手引き（冊子）」を入学時に入学者全員に配付し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。なお、学生生活の安定のための主な支援を次のとおり行っている。【資料2-4-1】

1. アカデミックアドバイザーによる支援

本学では、学生一人ひとりに対する充実したサポートを実現するため、アカデミックアドバイザー制度を実施している。アカデミックアドバイザーの役割は、学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員の役割を果たしている。各学部の専任教員が分担して1年次から卒業まで学生を受け持っている。アカデミックアドバイザーの具体的支援は次のとおりである。

(1) 学業・学修に関する支援

各学期の開始時に個人面談を行い、学生からの様々な相談を受けると同時に学修、履修状況や生活状況について把握し、話し合いを行い、必要に応じて保証人及び授業科目担当教員、教務課との連絡調整等の対応を行っている。

(2) 就職・キャリアに関する支援

将来の目標や方向性について、キャリア支援室とも連携して相談に応じている。資格取得や就職に関して、そのために必要に国家試験や就職試験についても勉強会を行うなど支援をしている。

(3) その他

学生生活上での困りごとについて相談にのって支援している。人間関係、健康状態など必要に応じて、関係部署と連携を図りながら、安心して学生生活が送れるよう支援している。

2. 全学的な学生生活の安定のための支援

全学的な学生支援については全学学生支援委員会を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題の検討を行い、全学的な支援策を講じている。さらに全学学生支援委員会の下には、4つの専門部会（学生生活専門部会・学生団体支援専門部会・赤城山宿泊研修実行専門部会・合同スポーツデイ実行専門部会）を設置し、学生の生活支援に関する課題や学生生活の充実につながる行事やサークル活動に対する支援についても行っている。また、学生生活を安心して送ることができるよう各ハラスメント等の対策防止も、ハラスメント防止・対策専門部会を設置（全学総務委員会」の下部組織）し、安全・安心な学生生活環境を整えている。

本学では、学生生活の様々な相談について、各キャンパスの教務課を窓口としており、学業・履修に関する相談以外でもサークル活動、ボランティア活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する相談を総合的に受け付ける体制をとっている。

(1) 課外活動支援による学生生活の安定

① クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動を行うための支援

本学では、大学祭（東京福祉大学千輝（きらら）祭、以下「大学祭」という。）を毎年開催している。大学祭の開催にあたっては、原則1・2年生の有志の学生を構成員とする「千輝（きらら）祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営をしているが、学生支援委員会や教務課職員も適宜助言や支援を行っている。なお、コロナ禍においては、本学ホームページにて「東京福祉大学フェス」として、各学部企画・各サークル活動報告をオンラインで視聴するイベントを実施している。

② 学生団体、サークル活動支援

令和4(2022)年度に活動する団体は、伊勢崎キャンパス15団体、池袋キャンパス3団体、王子キャンパス1団体、名古屋キャンパス1団体あり、サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。

伊勢崎キャンパスには、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として13のサークル室と音楽室をもつサークル棟を設置しており、池袋キャンパスには、5のサークル室を設置している。また、空き教室や体育館も課外活動で利用できるようにしている。

③ 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）支援

学生の社会的活動に対し、大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている（「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」第3条第2項）。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼に対して、ボランティアの募集掲示を行い、参加を支援している。本学では学生のボランティア参加を奨励しており、優れた社会的活動の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

(2) アメニティサービスの充実による学生生活の安定

学生のキャンパス・アメニティとして、伊勢崎キャンパスにおいては、本館1階にカフェテリア（学生食堂）があり、午前11時00分から午後3時00分まで営業している。また、自動販売機を設置しており、カフェテリアの営業時間外（原則として午前8時00分から午後8時00分）も利用可能としている。1号館1階の学生ラウンジには、自動販売機コーナー、学生用向けのアルバイト・ボランティア求人、催し物の案内等の学内掲示板のほかコピー機も設置している。また、4号館2階、5号館1階の学生ラウンジにも、ミーティングテーブル、自動販売機、電子レンジ（5号館のみ）等を設置している。

池袋キャンパスにおいては、8号館2階、9号館2階、10号館8階に学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、電子レンジを設置している。また、4号館1階、8号館2階、9号館2階、10号館8階にはコピー機も設置している。

王子キャンパスにおいては、2号館13階の学生ラウンジにミーティングテーブル

のほか、自動販売機、電子レンジを設置している。また、1号館1階、2号館3階にはコピー機も設置している。

名古屋キャンパスにおいては、10号館9階の学生ラウンジにはミーティングテーブルのほか、自動販売機及び電子レンジを設置している。また、10号館2階、4階、6階、9階にはコピー機も設置している。

(3) 福利厚生による学生生活の安定

① 宿舍が必要な学生への支援

本学では、開学以来、学生寮・宿舍等の施設運営は直接は行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために、合格通知・入学書類案内、大学案内(GUIDE BOOK)等の請求者に大学周辺の「伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内」を同封送付している。

② 通学（通学バスの利用、駐輪場・駐車場の設置等）のための支援

伊勢崎キャンパスは最寄り駅から離れているため、通学のための支援として、本学と最寄り駅（JR上越・北陸新幹線本庄早稻田駅、JR高崎線本庄駅、JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅）の区間内で、地元バス会社と提携し、一般路線バスをスクールバスとして無料で利用できる制度を導入している。また、基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には、自転車又はバイク・自動車による通学を許可している。自動車通学者のために、キャンパス内外に学生用駐車場約500台、自転車及びバイク通学者の為に駐輪場約340台（駐輪場は1号館北側に設置）を整備している。なお、自動車で通学する場合には、学生駐車場の利用申請が必要であり、許可にあたっては安心・安全のための指導も行っている。

③ アルバイト紹介による地域と学生を繋ぐ支援

地元の企業・店舗等よりアルバイト求人の紹介依頼があった場合は、教務課で内容を確認し、学内掲示板に求人票を掲示している。学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）や将来の社会人として成長につながるアルバイトであるが、授業や学生の心身に支障が無いよう、アカデミックアドバイザー、学生生活支援専門部会、教務課が連携してアルバイトにのめり込まないよう適切に指導を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】「学生生活のてびき」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

アカデミックアドバイザーによる支援については、今後も積極的に学生と関わる機会を持ち、相互の信頼関係が築けるようにアカデミックアドバイザーに対して、研修の機会等を持ちながら、働きかけていく。コロナ禍では、サークル活動の支援に関しては学生生活の安定に必要な支援ではあるが、全くできず、サークル自体も存続しなくなってしまうものもある。今後は、学生主体のサークル活動に対して、活動内容を精査して、学生生活の充実につながる支援を行っていく。また、ボランティア等の

課外活動についても同様に、ボランティアの受け入れを積極的に行い、学生に周知し、課外活動を通して、大学生活の中で社会的活動を経験できる機会を増やせるよう支援していく。大学全体としての行事について、特に大学祭については、経験した学生がいない為、教職員と学生が一体となり、今まで行われてきた大学祭にとらわれることなく、新たな大学祭の在り方を模索し、開催できるように進めていく。

安定した大学生活を送るためには健康が大切である。今後もコロナウイルス感染症対策等、学生の健康管理に十分注意しながら、学生が安心して大学生活を送れるよう進めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス、東京都豊島区の池袋キャンパス、東京都北区の王子キャンパス、愛知県名古屋市の名古屋キャンパスの4キャンパス（校地76,780㎡・校舎53,999㎡）を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を適切に設置し、教育と研究に適した環境を整備している。

伊勢崎キャンパスでは耐震対策のため、平成29(2017)年に近隣の土地を購入し、体育館（校地：4,976㎡・校舎：2,587㎡）の建て替えを行っている。それまでの体育館よりも床面積が広くなり、2階の多目的スペースを含めると1,500人を収容可能となっており、体育等の授業やサークル活動のほか、入学式や卒業式等の学校行事等でも利用している。

池袋キャンパスでは、平成29年(2017年)11月より第3高村ビル（3階・4階891.90㎡）を賃借し、新たに14号館を設置している。平成30年(2018年)12月には、10号館として講義室として利用していたHI池袋ビル（3階～8階1,810.68㎡）に情報処理学習室を移転させ、多目的実習室、家政調理実習室、音楽室を再整備している。

14号館・10号館の新設・再整備により、8号館・9号館・図書館等の池袋キャンパスの主要となる校舎を集約することになり、学生の利便性は向上している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設については、各学部学科で取得できる資格・免許状や国家試験の受験資格を得るためのカリキュラムのために、介護実習室、家政・調理実習室、音楽室、図画工作実習室、多目的実習室、理科実験実習室、臨床心理相談室に付属するプレイルーム

等の実習・演習室を設置し、活用している。また、伊勢崎キャンパスには、ピアノを配置した個人練習室を 14 部屋、池袋キャンパスには、アップライトピアノを配置し防音設備も完備した個人練習室を 3 部屋、電子ピアノを 8 台設置した個人練習室を設置しており、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等を目指す学生が自由にピアノや楽器等の練習を行えるようになっている。

IT 設備・施設については、各キャンパスに情報処理学習室を整備し、情報処理の授業ほか、空いている時には学生が自由にパソコン、プリンターを利用できるよう開放されている。また、カフェテリアや学生ラウンジ等の共用スペースには Wi-Fi の環境を整備されており、池袋キャンパスでは 9 号館ラーニング・コモンズ、8 号館自習室や 7 号館学生ラウンジ、王子キャンパスでは 2 号館 3 階ラーニング・コモンズ内で使用可能なパソコンの貸し出しも行っている。

図書館については、伊勢崎キャンパスに設置されている東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館本館のほか、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスに各分室を設置している。伊勢崎キャンパスの図書館本館には図書 98,834 冊・雑誌等逐次刊行物 852 冊、池袋キャンパス分室には図書 55,088 冊・雑誌等逐次刊行物 359 冊、王子キャンパス分室には図書 26,528 冊・雑誌等逐次刊行物 113 冊、名古屋キャンパス分室には図書 9,871 冊のタイトルを所蔵している。図書は社会福祉・教育・保育・心理分野に関連した書籍・出版物が中心となっている。蔵書はすべてデータベース化され、蔵書検索端末（OPAC(Online Public Access Catalog)）で検索が可能となっており、蔵書が無い書籍は、ほかのキャンパスの図書館、または他大学の図書館や公立図書館等からも取り寄せできるようになっている。図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は午前 9 時 30 分から午後 7 時 00 分、土曜日・短縮開館は午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（祝日・長期休業期間等は休館）となっているが、通信教育課程のスクーリング（面接授業）が実施される時などには日曜・祝日等も開館している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

(1) 伊勢崎キャンパス

伊勢崎キャンパスの各建物（校舎・体育館）出入口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。廊下にも、ほとんどの箇所に手すりが付いている。教室内の机・椅子は稼働式の為、車椅子で授業を受講することが可能となっている。身障者用トイレは各建物に設置されており、トイレスペースを広くとり、手すり、非常ボタン、簡易の物置台も設置されている。車椅子利用者に配慮したエレベーターも各建物に設置されている。

(2) 池袋キャンパス

校舎の出入り口にはスロープが設置されており、建物内はバリアフリーとなっている。各校舎には、エレベーターが設置されており、4 号館、8 号館、9 号館、10 号館には身障者用トイレも設置されている。賃借している校舎についてはバリアフリーになっていないところもある。

(3) 王子キャンパス

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなってお

り、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。校舎内に身障者用トイレ、エレベーターも設置されている。

(4) 名古屋キャンパス

校舎の出入口にはスロープが設置されており、建物内もバリアフリーとなっており、車椅子で校舎内を移動するのは支障がない。教室についてもどの場所でも車椅子で授業を受講することが可能である。また、身障者用トイレ、エレベーターを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、本学の個性・特色でもある双方向対話型授業で重視しているグループディスカッションが適切に運営できること、教員の指導が行き届くことを考慮し、講義科目・内容に応じて学生数を管理している。特に、実験、演習、実習等の授業は少人数で運営している。さらに、コロナ禍にあつては令和2(2020)年初頭から令和4(2022)年12月までオンラインを中心とした授業運営を行っていたが、令和5(2023)年1月から対面授業は再開したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を継続し、密にならないようクラス定員を3分の1に減らして授業を行い、令和5(2023)年度は少し緩和して各授業の学生数(座席数)はコロナ禍以前の収容学生数の3分の2以内の学生数としていたが、今年度からは通常の座席数に戻して授業運営を行っている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

学修環境は適切に整備されている。コロナ禍以降、各校舎出入口に検温器、屋内各所に手指消毒用のアルコールを設置するとともに、三密防止のためのアクリルパーテーションの設置や座席使用禁止ステッカーの貼り付け、マスク着用の徹底等、学生及び教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患しないよう対策を徹底している。今後、コロナ禍においてオンラインを中心とした授業運営のために各教室に導入したパソコンや授業配信用のカメラ機材等の有効な活用方法について検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望はアカデミックアドバイザー、教務課、キャリア支援室、保健相談室、学生相談室等、関係する部署間で情報を共有し、対応策の検討

を行っている。

コロナ禍以前は、全学学生支援委員会により学生全員を対象に「学生生活満足度調査」も実施し、このアンケート調査によって学生からあげられた意見や要望は学部長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等をとおして学内で共有され、学生生活の充実と改善に活かされてきた。コロナ禍では都市封鎖があるなど、学生のみならず社会全体が異常な状況下におかれ、学生生活全般に制限と不自由が強いされていた。コロナ禍では「学生生活満足度調査」は中断していたが、令和5(2023)年12月に実施し令和6(2024)年1月末に報告書を作成した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学では学生の健康管理のため毎年度4月に定期健康診断を実施している。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、アカデミックアドバイザーや教務課のほか、専門的な相談には、保健相談室、学生相談室へ相談できる体制が整備されている。伊勢崎キャンパスの保健相談室は月曜日から土曜日の午前9時00分から午後6時00分、池袋キャンパスの保健相談室は月曜日から土曜日の午前9時00分から午後7時00分、王子キャンパスの保健相談室は月曜日から金曜日の午前9時00分から午後6時00分、名古屋キャンパスの保健相談室は月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時00分、看護師や養護教諭が常駐し、保健相談や怪我・病気の応急処置等を行っている。また、心理的な相談については学生相談室のほか、東京福祉大学に附属する東京福祉大学附属臨床心理相談室も利用できるようになっている。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備し、学生の心と身体に関する相談を行っている。コロナ禍においては、学生の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として集団接種、検温器、アクリルパーテーション、消毒液等の設置、座席が密にならないよう座席配置するなど、学生の健康管理を第一とした学修環境の整備を行っていた。

(2) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の学内奨学金制度や同窓会による奨学金制度を設けている。下記のいずれかに該当する学生については、自らの申請により、審査の上、奨学金を受けることができる。①学業・人物ともに特に優秀と認められる者。②経済的事由等のため、授業料の納付が困難な者。③その他、修学上特に援助することが必要と認められる者。授業料の全額又は半額に相当する額を給付する内容とする奨学金制度である。学内奨学金制度のほか、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体や民間の諸団体の奨学金制度を利用する学生には、教務課がとりまとめ窓口となり、奨学金の募集、申し込み手続きの説明とサポートを行っている。また、すでに述べているが、大学周辺のアルバイト募集依頼を学内掲示板で紹介する等の支援を行っており、経済問題等の相談は教務課が窓口となっていることを「学生生活の手引き」等で周知徹底している。

このほか、本学独自のサポートとしては、経済的な理由により入学時納付金の一

括納入が困難な者や、被災地からの入学者については、その一部の減免・延納・分納を認める「学費延納特別制度」も導入している。

2-6-③ 学習環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では学習環境に関する学生の意見・要望の把握するため、全学学生支援委員会により学生全員を対象とした「学生生活満足度調査」アンケートを実施している。この「学生生活満足度調査」アンケートの調査結果や学生から直接上げられた意見や要望は、学部長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等で共有され、学生生活の充実と改善に活かされてきた。

現在、「学生生活満足度調査報告書」の調査結果の確認と必要に応じた対応策の検討を各委員会・部会で行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望の把握・分析は今後も学生支援に繋がるものと確信している。学内においては、経済的支援、課外活動支援、学修や学生生活における相談等について組織的な支援体制を整備し、対応を行っている。コロナ禍で中断していた「学生生活満足度調査」アンケートを昨年度より再開しており、学生生活に関する学生の意見や要望については、直ぐに対応できるものはスピード感をもって対応し、中長期にわたると思われる要望については対応策の検討を行っていく。

〔基準2の自己評価〕

本学のアドミッション・ポリシーは明確に定められ、周知も適切に行われている。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて実施されており、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価する制度も工夫されており、学習意欲・熱意など本学で学ぶ資質を備えた学生の受入れができています。

しかしながら、入学者数については、入学定員未充足の状況が続いている学部があり、入試制度の改革を積極的に行うなど入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持できるよう改善努力を継続していく必要がある。そして、総合型選抜、学校推薦型選抜、Special 奨学生選抜、特別選抜、編入学など、選抜方法の多様化を図るとともに、大学院の入学者選抜を含め選考日を複数日程設けるなど、入学希望者の選択肢を広げることで多様な学生の受入れに努めている。

校地、校舎、設備等の学修環境については、計画的に整備されており、利便性の向上も図られている。また、障がいのある学生の合理的配慮のためバリアフリーをはじめとする施設・設備の整備も計画的に進められている。

コロナ禍にあつては、大学への登校が制限され、オンラインによる授業が中心となる等、学生へ十分な学修環境や学生サービスを提供することができなかったが、令和5(2023)年度、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、コロナ禍以前の大学環境に戻りつつある。

障がいのある受験者・学生への配慮については、令和6(2024)年4月より私立大学も「障害者差別解消法」の合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」となり、ユ

ユニバーサル支援委員会及びその下部組織ユニバーサル支援協議会を整備・設置し、障がいのある学生への合理的配慮について支援を求める学生一人ひとりに合わせた支援策を検討・実施していく体制が整備された。また、近年、中国人留学生の受け入れが増えているため、中国人留学生との円滑なコミュニケーションが図れるよう中国語等を話せる教職員を増員採用する予定である。

以上のことから「基準 2」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は教育目標を踏まえて、各学部・学科・研究科の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。ディプロマ・ポリシーは、学則、履修要項等のほか、大学ホームページをとおして学内外に周知されている。【資料 3-1-1】～【資料 3-1-3】

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

<大学>

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、以下のように能力と行動力等を身に付け、所定の単位を修得し、GPA2.0 以上を満たした学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、

- ・実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や豊かな人間性を身に付ける。
- ・特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。

2. 専攻する学部・学科の特定の学問分野における履修を通して、

- ・専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。
- ・特に、社会貢献に必要な、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス（法令遵守）、チャレンジ精神などの資質・能力を身に付ける。

3. 「講義」「演習」「実習」などを通して、専門職者として求められる課題解決能力、キャリアプランニング能力を身に付け、自己実現力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科

（社会福祉専攻 社会福祉コース・介護福祉コース、精神保健福祉専攻、経営福祉専

攻、心理福祉専攻)

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、あるいは社会福祉関連施設等の管理・運営者として社会貢献ができる。
- ・広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉士、介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・社会福祉関連施設や社会サービスや事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・社会福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻介護福祉コース

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる介護福祉士の資質能力及び実践力を身に付ける。
- ・介護福祉関連施設や社会サービス事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・精神保健福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。

- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる精神保健福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・精神保健福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉事業に関する専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、社会状況を見通し、物事に進んで取り組み、組織の管理運営への積極性や確実な行動力などの資質能力を身に付ける。
- ・社会福祉関連施設等の経営・管理者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉分野の起業家、経営者としての社会的責務・倫理を理解し、リーダーシップを身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻

社会福祉学会のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉学・心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に身につける。
- ・現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチできる能力を身につける。
- ・福祉や心理などの各分野において、社会福祉学・心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力を身につける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身につける。

■保育児童学部 保育児童学科

保育児童学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・乳幼児保育の専門家として、的確な対象理解力と子どものニーズへの対応力を身に付ける。
- ・子どもを取り巻く現代社会の問題を理解し、的確かつ柔軟な思考力、実践力を備えた多様な保育ニーズに対応できる資質・能力を身に付ける。
- ・園経営、クラス運営などのマネジメント能力を身に付けるとともに、多様な人々とともに、目標に向けて協力する力を身に付ける。

■教育学部 教育学科

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。
- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。
- ・実際の教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。

■教育学部 教育学科 学校教育専攻

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・学校教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する学校教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。
- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・学校教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。
- ・実際の学校教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- ・日本語や外国語、ICT（Information and Communication Technology）を活用して、多国籍児童とも円滑にコミュニケーションできる力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の様々な場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応で

きる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。

- ・異文化相互理解を促進するため、比較文化的視点で日本文化を理解し発信する力を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の場における人間環境や国際保健に関係する複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・日本語教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・日本語教育の現場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■心理学部 心理学科

心理学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に習得し、主体的に、専門的学問に取り組む力を身に付ける。
- ・現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決に向けて心理学の観点から科学的にアプローチできる能力を身に付ける。
- ・ヒューマンサービス等、心理の関連分野において、心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力を身に付ける。

<大学院研究科>

東京福祉大学大学院は、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を主体的に身に付ける。
2. 各研究科・専攻の人材養成に係わる目的を通して、人間、社会問題を理論的、科学

的にとらえ、柔軟な思考力による問題発見、分析、解決のための知識、技術、価値倫理を身に付ける。

3. 「講義」「演習」「調査」などを通して、専門職者として求められる専門知識・技術を意欲的に修得し、学位論文に反映し、社会貢献できる力量を身に付ける。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる指導者並びに研究者。

■社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者並びに研究者。

■教育学研究科 教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

■心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる高度専門職業人並びにその分野の研究者。

■心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学実践に関わる指導者並びに臨床心理学の研究者。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学における授業科目の履修は、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位

制に基づいており、学部生については「東京福祉大学 学則（以下、「学則」という。）」に「授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。（学則第 13 条第 1 項）」、「本学を卒業するためには原則として 4 年以上在学し、社会福祉学部及び保育児童学部においては 128 単位以上を、教育学部、心理学部においては 124 単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位（社会福祉学部 128 単位、教育学部 124 単位、心理学部 124 単位、保育児童学部 128 単位）に算入することができる。ただし、第 36 条に定める GPA (Grade Point Average) の通算が 2.0 以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。（学則第 14 条第 1 項）」とし、単位数だけではなく GPA によっても卒業を認定することはできないものと定めている。本学の GPA 制度は、各科目とも 5 段階（A・B+・B・C・F）で成績評価をし、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与し、1 単位あたりの GPA を算出している。算出方法は以下のとおりである。

※GPA = [(grade point: GP x 単位) + (GP x 単位) + ・ ・] ÷ 全履修単位数

※一度「F」評価（不合格：GP = 0）をとった単位は、再履修して合格しても、GPA 評価の対象となる（F 評価は卒業するまで履修単位数に計上される）。

また、学則第 13 条第 2 項には、「各授業科目に対する単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を迫って構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算している。

- (1) 講義及び実習については、15～30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実技及び実習については、30～45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 1 つの授業科目について、講義、演習、実技及び実習のうち 2 つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業を迫って 1 単位とする。
- (4) 卒業研究等については 4 単位とする。

卒業・修了認定にあたっては、各学部の教授会の卒業・修了判定会議において審議を行っている。

成績評価、単位認定、卒業・修了認定等に関しては、履修要項に詳細を明記しているほか、オリエンテーションでも全学生に説明を行っている。

大学院生の卒業・修了認定等については「東京福祉大学大学院 学則（以下、「大学院学則」という。）」に定められており、大学院学則第 14 条第 1 項に「修士課程（及び博士前期課程）の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。第 15 条第 1 項には「博士課程の修了要件は、大学院に 5 年（博士課程前期を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間も含む）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博

士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。なお、社会福祉学専攻（博士後期）と臨床心理学専攻（博士後期）では所定の授業科目についてそれぞれ 8 単位以上、16 単位以上を修得しなければならない。「東京福祉大学大学院 博士号取得指導と論文審査方法に関する細則」第 5 条には「博士論文の審査は、各研究科委員会でこれを行う。」と定めている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位制度の実質化を図るため、授業は教室における授業と学生の教室外学修を合わせた充実した授業展開を実現させるものとし、学生が履修登録できる単位数の上限を、原則として 1 学期間に 24 単位、年間 42 単位としている（ただし、編入学については、この限りではない）。履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期の GPA に基づき、原則として次の単位数を上限として設定しているが、直前の学期において、16 単位以上を修得していることを前提としており、入学時や休学後など直前の学期の GPA がない場合は 24 単位を上限としている。

- ア．直前の学期の GPA が 3.5 以上 30 単位（半期）
- イ．直前の学期の GPA が 3.0 以上 3.5 未満 28 単位（半期）
- ウ．直前の学期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満 24 単位（半期）
- エ．直前の学期の GPA が 2.0 以上 2.5 未満 20 単位（半期）
- オ．直前の学期の GPA が 2.0 未満 16 単位（半期）

単位認定には、授業回数の 4 分の 3 以上（15 回中 12 回以上、30 回中 23 回以上）に出席することが要件となっている。各科目の授業担当教員は授業を 2 回欠席した学生については「学生指導報告書（授業出席状況等）」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課に提出のあった「学生指導報告書（授業出席状況等）」は該当する学生のアカデミックアドバイザーに報告され、アカデミックアドバイザーは該当する学生から欠席の理由を確認し、必要かつ適切な指導を行い、その指導内容は一週間以内に「学生指導報告書（授業出席状況等）」に記載され、教務課を経て、学部長（学科長）に報告されている。また、アカデミックアドバイザーは担当する学生全員の授業出席記録を教務課から受け取り、学生の授業出席状況を確認するとともに必要に応じた指導を行っている。以上のことから、本学は、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は厳正に適用されている。【資料 3-1-4】～【資料 3-1-8】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

厳正でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指すとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載方法に関しても、定期的な点検と改善を実施していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】「東京福祉大学 学則」

【資料 3-1-2】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料 3-1-3】「大学ホームページ」（ディプロマ・ポリシー）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料 3-1-4】 「東京福祉大学 科目履修規程」

【資料 3-1-5】 「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」

【資料 3-1-6】 「履修要項」

【資料 3-1-7】 「授業出席状況（課題提出状況・参加度等）報告書」

【資料 3-1-8】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教育方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づき、本学の建学の精神・使命、教育の目的を達成するために次のとおり編成され、大学ホームページ、履修要項等をとおして学内外に公表されている。【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】

「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」

<大学>

東京福祉大学は、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とするため、その建学の精神・教育理念に基づき、総合教育科目を基礎とし実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付ける学修を用意するとともに、それらを活用させて各専門的な知識・技能を体系的に理解させるとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせる。また、専門分野の資格を得させるための職業実習を用意し、所定の資質・能力を得させる。そのために、以下の方針に基づき計画的に教育課程を編成・実施・評価する。

1. 自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能、態度・志向性を身に付けるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。総合教育科目の計画に当たって

は、目的・目標を吟味するとともに、学生の実態を考慮し、多様な内容・方法を計画的にシラバスに実現させ実践を行う。実施に当たっては、学生の意欲・主体性を重視し、全体指導と個別指導、グループ指導などの工夫を行う。また、評価については、目標に準拠した評価を行うとともに、何ができるようになったかを確認する。指導の評価についても、同一科目教員間の連携をはじめ、FDを通じた指導方法、技術の向上に向けて適切に改善を図る。

2. 学部・学科の専門的な知識、技能、価値・倫理等を体系的に理解し修得するため、専門教育科目を設置し、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。これらを効果的に実施するために、学部・学科の教員相互の連携を密にするとともに、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）を意識しつつ、専門的な立場からアカデミックアドバイザーや教授組織を中心に学生支援を行う。
3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技能、価値・倫理等を修得するため、資格課程科目を設置する。資格取得に関しては、適切な情報や効果的な実習を行わせるため、支援組織を設け外部組織との連携を図りつつ学生支援を行う。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス（法令遵守）チャレンジ精神などの資質・能力を身につけるために、双方向対話型などアクティブ・ラーニングを取り入れ、自己の問題意識のもと対話的な学び、深い学びができるように授業を実施する。これらの育成については、教員の資質を高める必要があるため、FDをはじめ研修を行う。
5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。これらの科目の実施に当たっては、学部・学科の教員の協力により実施するとともに、アカデミックアドバイザーが学生の指導・援助に当たる。
6. 上記の内容の充実に向けて、大学当局と教員の緊密な連携、保護者との連携および地域との連携、高大連携を図り、開かれた教育課程を目指す。
7. 時代の急速な変化に対応するため、不断にカリキュラムについて、計画、実施、評価を組織的に行い、見直しを図っていく。

■社会福祉学部 社会福祉学科

豊かな人間性の育成や基礎学力を身に付けるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

グローバル化の進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総

じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース

グローバル化の進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース

介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる介護福祉士の資質能力及び実践力を身に付ける。介護福祉関連施設や社会サービス事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻

われわれの生きる時代は「脳の世紀」とも、あるいは「心の世紀」とも呼ばれる。精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがるユニークな専門職である。本専攻では、科目履修しだいで、精神保健福祉士に加えて、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、病院、施設、地域と多岐にわたる。総じて、心を病む人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻

心理福祉専攻では、以下の点に留意する。少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面している。本専攻では、社会福祉学の知識・技術を習得するとともに、心理学についての理解を深めることで、福祉や心理などの分野で応用するための力を身につけるための科目を配置する。また、社会福祉士や精神保健福祉士受験資格等の取得や、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムを編成する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積みしている。本専攻では、

社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

■保育児童学部 保育児童学科

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材の育成を目指している。専門基礎として1年次に保育児童学概論、2年次に保育児童基礎演習、4年次に卒業研究に相当する保育児童専門演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の免許状等を取得可能な科目を配置し、子ども、家族、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育及び教育の専門家養成を想定している。

■教育学部 教育学科

初年次教育においては、教養基礎演習をはじめとする総合教育科目で教養を身に付けつつ、教育専門職に必要な基礎知識・求められる資質、能力について学ぶ。キャリア支援教育を初年次から4年次まで段階的に配置し、教員採用試験合格に向けた科目編成を行う。

■教育学部 教育学科 学校教育専攻

初年次教育においては、教養基礎演習をはじめとする総合教育科目で教養を身に付けつつ、教員になるために必要な基礎知識・求められる資質、能力について学ぶ。キャリア支援教育を初年次から4年次まで段階的に配置し、教員採用試験合格に向けた科目編成が行われている。具体的にはキャリア基礎科目を1,2年次に配置し、教員採用試験の基本情報を初年次より学ぶことができる。またキャリア開発科目を3,4年次に配置し、教員採用試験に向けた具体的対策が段階的に可能な科目編成が行われている。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻

国際社会で活躍が望まれるグローバルな教育人材育成のため、国際教育と日本語教育を中心とした科目編成を実施する。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース

グローバルな教育人材育成のために、教育内容を、多文化・国際理解領域、比較文化的日本文化理解領域、人間環境と国際保健領域、言語理解領域、異文化理解教育・

日本語教育の5つの領域に分けカリキュラム編成を行う。1番目の多文化・国際理解領域では、国際教育の現場で必要となる多文化理解を促進する領域（多文化理解入門、多文化コミュニケーション等）と国際理解を促進する領域（国際社会と日本、国際社会理解入門、海外留学入門、国際理解実習等）に分け科目編成を行う。また海外の協定大学との交換留学制度を活用することで実践的な国際理解が可能な科目編成となっている。2番目の比較文化的日本文化理解領域では、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に配慮しながら科目構成を行う（東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など）。3番目の人間環境と国際保健領域では、環境・保健の視点から国際教育を考察する科目編成を行う（人間環境学入門、国際保健学入門）。4番目の言語理解領域では、国際教育における言語理解を言語学的観点から考察する科目編成を行う（社会言語学、対照言語学、第二言語習得理論等）。5番目の日本語教育・異文化教育の領域では、グローバル時代の教育現場で必要となる異文化理解教育と日本語教育の実践力育成のための科目編成を行う（異文化コミュニケーション教育、日本語教育の理論と方法等）。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース

グローバルな日本語教員養成のため、教育内容を3つの領域に分けカリキュラム編成を行う。それらは、1. 「言語に関わる領域」、2. 「教育に関わる領域」、3. 「社会・文化に関わる領域」である。日本語を言語として専門的に教えるためには言語としての日本語と言語学全体の知識が必要なため、1の言語領域は日本語の言語学的構造を学ぶ「日本語の構造」領域（日本語学、日本語学演習）と言語学の理論（言語学概論、社会言語学、第二言語習得理論等）を学ぶ「言語と社会」領域に分け科目編成を行う。現代はグローバル化とともに異文化理解も重要なため、2の教育領域は、「日本語教育」領域（日本語教授法等）と「異文化教育」領域（異文化接触と文化学習、異文化コミュニケーション教育等）に分け科目編成を行う。3の社会・文化領域は、「日本の社会・文化」と名付け、日本文化の特殊性に焦点を置く（日本文化研究、日本文学と文化等）とともに、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に特に配慮しながら科目構成を行う（東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習等）。また他言語を学ぶことは言語習得の実践的理解にもつながるため、日本語以外の言語科目（アメリカの文化と言語、中国の文化と言語、韓国の文化と言語のうち1科目）を必修とする。

■心理学部 心理学科

「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムも学修でき、さらに社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。

＜大学院＞

東京福祉大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。今後、専門職及び研究者に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用でき、地域社会や国家・社会に貢献できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

1. 各研究科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、必修科目を設置する。
2. 自己の専攻分野を支える関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、選択科目を設置する。
3. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身に付けるために、「講義」及び「演習」を通じて双方向対話型の授業を実施するとともに、倫理規定に沿った「調査」を行う。
4. 研究課題を定め、学位論文作成のための過程を学び取らせる。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）

社会福祉領域での高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、思考力、問題発見・解決能力を含めた、社会福祉学領域での研究能力を身に付けさせる。

このためのカリキュラムは、基礎的な社会福祉学領域での研究能力を修得するための必修研究科目群と、各分野の高度かつ専門的な知識を修得するための社会福祉制度・政策理論研究、援助技術・実践研究、経営福祉関連研究からなる選択科目群、そして高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を高め、学位論文の作成に向けての専門的な指導を行う課題研究から構成される。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）

修士課程までの教育・研究を基盤として、自立して研究が進められる能力と実践現場での研究・開発・指導能力を養うために、専門的な研究指導が受けられるように構成する。カリキュラム構成内容は、各年次に研究指導科目として、上級社会福祉研究法、課題研究の必修科目と高齢者特殊講義、精神保健福祉論、非営利企業特殊後期などの選択科目を置く。

■社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程

幼児教育・保育に関する高度専門職者として幅広い視点にたつて必要な知識及び

技術を学ばせるとともに、児童学領域の研究能力が身に付くように育成するために、深い知識と広い視点にたって児童学の研究を行わせる。具体的には、必須科目は、児童学研究基礎論、教育学特論、保育児童学調査研究法の教科目からなる。必須科目以外に、選択科目として、保育児童学、保健医療児童学、特別ニーズ児童学の3つの領域の教科目群から構成する。

■教育学研究科 教育学専攻 修士課程

教育学研究科の核になる考え方・研究方法の習得のために、教育学総論を置き、その習得を必修とし、教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を育成するために、選択科目を設ける。さらに、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を身に付けた学位論文作成に向けて、課題研究を行う。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期（修士課程）

臨床心理領域の高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、公認心理師受験資格に必要な大学院要件を満たすカリキュラムも学べ、さらに臨床心理学領域の研究を行う力を身に付けさせる。具体的には、人を生物・心理・社会的な存在として位置づけた上で、心理査定、心理支援の理念と方法に関する科目、保健医療、福祉、教育、産業、司法矯正、その他の分野における専門的知識と技術、および分野横断的な総合的知識と技術に関する科目、保健医療、福祉、教育等の分野における協働・連携に関する科目、心の健康の予防・促進・啓発に関する科目、臨床心理専門家としての倫理に関する科目、臨床心理学領域の調査や研究に関する科目を通して、体験的に深く学ばせる。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な専門的研究を行う力を身に付けさせるとともに、臨床心理領域の高度専門職者を目指す人の指導者として必要となる知識と方法を学ばせる。具体的には、臨床心理学特殊研究、臨床心理査定特殊研究、心理療法特殊研究、学校臨床心理学特殊研究等の科目を通して、知識と方法、態度を学ばせるとともに、臨床心理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して、研究論文作成を指導し博士論文を作成させる。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は明確に示されている。この2つの方針に沿って、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・就職に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら、「シラバス作成の基本方針」と「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に沿ったカリキュラム編成と授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成が行われている。シラバスには、各授業科目の講義概要、学習目標、成績評価の基準と評定の方法、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題としての事前学習・事後学習の内容が示されている。また、ナンバリングシステムの導入によって履修順序に基づいた科目番号が付番（コース・ナンバリング）され、教育課程の体系的編成が明示されている。以前はシラバスを冊子で配付していたが、現在は大学ホームページに掲載し、閲覧する形式となり、学内の学生、教職員のほか、学外者も閲覧できるようになっている。

キャンパス間での授業内容の統一・連携等の仕組みに関しては、平成 27(2015)年度の準備期間を経て、平成 28(2016)年度より同一科目シラバスの講義概要と学習目標を共通化する親シラバス制度を開始している。この実態に関しては、適宜学則に位置づける改正を全学的に実施している。これに加え、キャンパス間での授業内容の統一・連携を促進する組織的体制として、同一科目担当者連絡会の開催を学則に位置づける改正を行っている。また、同一科目担当者連絡会の開催・実施を全学教務委員会の下部組織のカリキュラム編成専門部会の規定に追加し、具体的な全学的対応を明確にしている。【資料 3-2-4】～【資料 3-2-6】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育に関わる開講授業科目の策定、開講授業科目の選定、教養教育の授業実施の総括、教員の学科目登録の管理、教養教育の授業科目の編成・実施等に関しては教養教育専門部会が運営管理を行っており、社会動向を踏まえて授業科目の改善を行っている。

すでに「多文化理解入門」、「文章表現Ⅱ」、「文章表現Ⅲ」、「日本の文化と言語Ⅱ」（平成 28 年度）、「ヒューマンライフとサービス」（平成 29 年度）、「教養基礎演習Ⅲ」（平成 31 年度）を開設している。これは本学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」にある「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力など社会に求められる教養を身につける」ことを、これまで以上に徹底化することを目的としている。【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

通常の授業においては、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」（以下、「双方向対話型授業」という。）を、本学独自の教育方法として取り入れてきた。双方向対話型授業は、今日では平成 20(2008)年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会答申）、平成 24(2012)年 8 月の「大学教育の質的転換に向けて」（中央教育審議会答申）による「アクティブ・ラーニング」の名称で広く知られている授業

形式にあたるものである。この双方向対話型授業の実践方法は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第9条に具体的かつ詳細に記述されている。

通信教育課程においても通学課程と同様の教育方法を採用しており、双方向対話型授業の実践方針は、面接授業（スクーリング）のシラバスには必ず記載し、教員が一方的に知識を伝達する授業は行わないことを学生に誓約する形になっている。通信教育課程の学生による授業評価も通学課程と同様に行っている。自宅学習においても臨場感のある学習が実現するようにオンライン授業を始めている。

双方向対話型授業を実行・継承するため、前述の「開学当時の教学運営の方針④FD(Faculty Development)制度の施行」に従いファカルティ・ディベロップメント専門部会（以下、「FD 専門部会」という。）が中心となり、開学より継続してFD研修会が企画・実施されている。また、全ての教員には、この双方向対話型授業を忠実に実施する模範授業の見学と報告を義務付けており、授業力のさらなる向上を目指してFD特別研修会を開催し、ロールプレイ形式で双方向対話型授業の実践演習も行っている。

令和2(2020)年度春学期から令和4(2022)年度秋学期終了までは、コロナ禍にあって対面授業の体制が取れず、オンライン授業を余儀なくされていた。しかし、Web会議サービス「Zoom」を利用することで、オンライン授業でも双方向対話型授業は継続して実施されていた。令和5(2023)年度5月に新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行となり、授業も対面授業に戻っている。コロナ禍にあって実施が困難であった、模範授業の見学と報告について、令和5(2023)年度より再開している。

【資料 3-2-7】～【資料 3-2-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】「東京福祉大学 学則」

【資料 3-2-2】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料 3-2-3】「大学ホームページ」（カリキュラム・ポリシー）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料 3-2-4】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料 3-2-5】「大学ホームページ」（シラバス）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)

【資料 3-2-6】「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程」

【資料 3-2-7】「大学ホームページ」（使命）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料 3-2-8】「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」

【資料 3-2-9】「大学ホームページ」（通信教育課程）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/correspondence/index.html>)

【資料 3-2-10】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の体系化と透明化について「カリキュラムマップ」、「親シラバス」を毎年確認・評価することで推進していくとともに、基礎教養科目を洗い直し、時代に即したカリキュラム編成を行っていく。各学部において学生の教員免許取得、国家資格取得等に対応した学習カリキュラムを整備し、合格に向けた指針を決め、入学者全員の実力養成と合格を目標とする。教育課程の編成については、教育内容の陳腐化を防ぎ、学生に最新・最適な授業を行うためカリキュラム編成や教授方法の工夫・開発と効果的な実施について、継続的に点検し、必要に応じた見直しを行っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導の改善へ向けての学修成績の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学はアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを大学全体と学部学科ごとに策定されており、学生要項及び大学ホームページ等で公表されている。この三つのポリシーを踏まえて、学部学科ごとにカリキュラムは編成され、計画的な教育活動が実践されている。

本学は学期（セメスター）制を取り入れており、授業科目の履修は文部科学省令「大学設置基準」に定める単位制を導入している。単位認定の前提条件として、原則、授業回数の4分の3以上（15回中12回以上、30回中23回以上）の出席を満たし、試験の上、平素の成績（以下、「GP(Grade Point)」という）を含め総合的に評価して合格と判定された場合に単位を認定している。科目レベルの教育目的の達成状況は学期（セメスター）ごとのGP(Grade Point)によって把握することができる(表 3-3-1)。

表 3-3-1 GP(Grade Point)

点数	成績	判定	GP
90～100 点	A	合格	4
80～89 点	B+	合格	3
70～79 点	B	合格	2
60～69 点	C	合格	1
59 点以下	F	不合格	0

本学の試験及び学業成績判定の基準は、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に、その詳細が定めてられており、この内規に基づいて各科目担当教員は、試験及び学業成績判定を行っている。なお、各授業科目で求められる「アサイメン

ト（宿題）及びレポート課題」や「成績評価の規準と評定の方法」の詳細については、シラバスに明記されている。

アカデミックアドバイザーは、各学期（セメスター）の終了後、GP(Grade Point)、実習施設・実習校、授業出席状況、学生生活における特記事項等を記入する「在学生個別状況調査票」を作成することとなっており、学生の教育目的の達成状況を定期的に点検できる体制と仕組みが整備されている。また、成績不良学生への対策として教育目的の達成状況の把握と改善に向けた迅速、かつ適切な指導体制が整備されており、各学期（セメスター）の終了時に直近又は通算の GPA(Grade Point Average)が 2.0 未満の学生については、アカデミックアドバイザーが行った指導の内容とその後の経過を「成績不良指導報告書」として各学部長（学科長）を経て教務課に提出することになっている。具体的には、アカデミックアドバイザーが当該学生と個別面談を行い、授業中の態度、予習・復習状況、アルバイト実施状況等を確認し、本人に成績不良に陥った原因を振り返らせ、生活態度の改善や将来の展望等を考えさせることにより、自主的かつ意欲的に学習に取り組むよう促す等の指導を行っている。【資料 3-3-1】～【資料 3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導の改善へ向けての学修成績の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善のため「学生による授業評価アンケート」を導入・実施している。この「学生による授業評価アンケート」は、各学期（セメスター）の終わりに、授業科目ごとに、教員の授業の進め方、授業内容、教材内容のほか、教育内容の適切性など、多項目に質問を配した「授業評価質問票 (A) (B)」を使用して受講学生が評価するものである。授業評価が極端に低い専任教員については、学部長（学科長）が個別にヒアリング・指導を行い、次学期（セメスター）での授業方法の改善に繋げるようにしている。学部長（学科長）の指導内容は「教員指導報告書」として、学長に報告されている。

この「学生による授業評価アンケート」のほか、FD 専門部会による授業見学も継続的に実施されており、その評価結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善と向上に向けて教員にフィードバックされている。また、本学の教育方法の特色である学生主体のディスカッションや発表等を取り入れた双方向対話型授業の徹底と学修指導内容等の改善を目的とした全教員参加による授業の相互参観を実施している。コロナ禍において一時中断を余儀なくされていたが、令和 5(2023)年度より、この教員相互による授業見学は再開されており、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第 9 条（具体的授業方法）を踏まえて「授業見学報告書」を提出し、教員相互の授業・学修指導方法の具体的な改善に役立てている。

なお、「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学附属図書館で閲覧が可能となっている。【資料 3-3-4】～【資料 3-3-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】「東京福祉大学 学則」

【資料 3-3-2】「大学ホームページ」（シラバス）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)

【資料 3-3-3】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料 3-3-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」

【資料 3-3-5】「授業評価質問票（A）（B）」※学生による授業評価アンケート

【資料 3-3-6】「授業評価質問票（A）（B）通信教育課程」※学生による授業評価アンケート

【資料 3-3-7】「令和 5 年度 秋期授業評価平均値一覧」

【資料 3-3-8】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」

【資料 3-3-9】「授業見学報告書」

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学業成績評価を公平かつ適正に行うために、全学教務委員会において各教員の評価（成績）の基準と評定の方法を全科目の同一科目を対象として共通化し、毎年度、春期・秋期の終了後の 2 回、同一科目担当者協議会を開催して成績評価の基準と評定方法の点検と修正を実施していく。また、FD 活動をさらに充実させ、講義内容だけでなく、教員の研究指導等、状況を踏まえた方法の改善を行い、その成果分析を学内公表していく。さらに全教員参加による授業の相互参観を常態化するとともに、職員による授業参観も実施し、シラバスに沿った授業内容と運営が行われているかの点検を恒常的に行っていく。

〔基準 3 の自己評価〕

本学の「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」と「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」は明確に示されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び関係省庁の指針に従いカリキュラムの改正は適切に行われている。単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の基準は明確になっており、その制度は厳格に運用されている。また、効果的な教育を実施するために教育方法や学修・授業支援の工夫もされている。

「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」と「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」の内容については、法令及び社会の情勢と照らし合わせ、教授会・研究科委員会にて、年度当初の会議において確認を行い、教員の意見を聞き、議論しながら、必要に応じた見直しを行っている。

全授業科目のシラバスは大学ホームページでも公表されている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程は体系的に編成されており、シラバスには授業科目内容等のほか、科目の履修順序（ナンバリングシステム）に基づいた科目番号（コース・ナンバリング）が付番され、このコース・ナンバリングによって教育課程の体系化を確認することができる。

授業科目の実施計画は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて作成されている。全学教務委員会によって作成された授業科目別の親シラバス（シラバス項目のうち「講義概要」、「学習目標」、「成績評価の規準と評定の方法」、「授業形態」を共通化したシラバス）に基づき、担当教員の専門性や学生の実態を考慮して授業計画の作成は行われている。

以上のことから「基準3」を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

理事長については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」（第11条）に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められている。また、学長については「東京福祉大学 組織運営規則」（第2条第1項）に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定められており、理事長、学長の責務と役割は明確になっている。

教学部門の重要事項の意思決定は、教授会・研究科委員会での審議を経て、学長が決定することとなっており、毎月1回、教授会・研究科委員会はそれぞれ開催され、教育、研究に関する事項の審議と連絡調整を行い、その結果は学長に報告されており、円滑な大学運営が図られている。

理事長は、理事会のほか、法人の役員と学長・学部長等の教学部門の管理職等が意見交換を行う場として設けられた法人・教学連絡会でも、議長となり、法人及び大学の経営等について闊達な意見交換が交わされるようリーダーシップを発揮している。

学長についても、教学部門の最高責任者として、また理事として理事会に出席し、教育研究評議会、法人・教学連絡会等の大学の重要事項を審議・検討する会議においては、自ら議長となり采配を振るっている。このほか、教学組織における委員会においても、主要な委員会については、学長自らが委員長または副委員長を務め、組織運営の統制を図り、リーダーシップを発揮している。【資料4-1-1】～【資料4-1-3】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「東京福祉大学 学部教授会規程」、「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、各学部及び各研究科に教授会（研究科の教授会は、「研究科委員会」という。）を設置し、学長が次に掲げる教育研究に関する事項、①「教育課程の編成等に関すること」、②「入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関すること」、③「評価、試験及び学位の授与に関すること」、④教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」、⑤「FD（Faculty Development）、研修等に関すること」、⑥「教育研究評議会から諮問を受けたこと」、⑦「その他、教育研究に関する重要事項で教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして

学長が定めるもの」についての決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるという、権限の適切な分散と責任を明確にした運営システムが機能している。

教育・研究運営に関する委員会等の組織は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教学の運営にかかる組織図」に示すとおりである。本学の教学に関する重要事項の審議機関として、学長の下に教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、通信教育部長、各研究科及び各学部から選出された教授、事務局長、各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成され、教育研究に関する専門的な観点で議案の審議を行い、学長に対して意見を述べている。令和5(2023)年度の教授会・研究科委員会の開催回数は次のとおりである(表4-1-1)。**【資料4-1-4】 【資料4-1-5】**

表4-1-1 令和5(2023)年度の各学部教授会・研究科委員会の開催回数

社会福祉学部	14回
保育児童学部	12回
教育学部	13回
心理学部	13回
社会福祉学研究科	15回
教育学研究科	14回
心理学研究科	14回

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織について、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に、事務組織及び各組織の業務分掌を定めている。法人、大学（大学院及び学部を含む、以下同じ。）及び短大の業務を行うため、法人事務局、大学・短大事務局を置き、法人事務局に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課、を設置し、その役割は明確になっており職務分掌に定める業務を所管している。現在、法人・大学の職員は専任職員205人、非常勤職員47人の計252人が在籍し、各部署・各業務に必要な人員は適切に配置され、教学マネジメントの機能性も適切に維持されている。**【資料4-1-6】 【資料4-1-7】**

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】 「大学ホームページ」 (コンプライアンス宣言)

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/information/compliance.html>)

【資料4-1-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料4-1-3】 「東京福祉大学 教育研究評議会規程」

【資料4-1-4】 「東京福祉大学 学部教授会規程」

【資料4-1-5】 「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」

【資料4-1-6】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料4-1-7】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定については、教授会・研究科委員会、教育研究評議会がそれぞれの役割を果たし、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップは十分に機能している。しかし、「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」に基づき、「教育研究評議会から委嘱された事項について、本学の建学の精神を踏まえて、教育研究の質の向上を図り、課題探求能力の育成と責任ある授業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学の社会的責任を全うすることを旨として、審議し実行するものとする。」として設置された各委員会・専門部会の活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」という。）の影響を受け活動休止に追い込まれた委員会・専門部会もあった。令和5(2023)年度より、中長期計画の進捗状況と年次計画の策定を行うにあたり、学長指示のもと、各委員会・部会の活動を以前のように実施することとなっている。今後は各委員会・専門部会で策定した年次計画に基づき、令和6(2024)年度上半期には、年次計画の進捗状況を確認し、下半期には、次期中長期計画・年次計画の立案に向けた取り組みを行っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任等は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「東京福祉大学 教員任用規程」、「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」、「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」等に則り、本学の教育目的及び教育課程に即して実施されている。

教員の確保と配置に関しては、現在、本学の専任教員数は135人と大学設置基準(107人)の約1.2倍の専任教員数を擁し、全体の教育課程の運営に支障のない体制が確保されている。専門教育に関しては、厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮した教員が適切に配置されている。教養教育に関する管理運営は教養教育専門部会、就職・キャリア支援教育に関する管理運営はキャリア教育専門部会が行っており、必要に応じて専門教育の専任教員が教養教育・キャリア支援の授業科目を担当している。

社会福祉学研究科、心理学研究科、教育学研究科の大学院の教員配置は、各研究科の大学院教員資格審査委員会で厳正に業績審査がなされ、基準に達した教員によって構成されている。【資料4-2-1】～【資料4-2-4】

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)の取組みは、全学教務委員会、FD専門部会が中心となり企画・運営を行っている。毎年度3月には、翌年度より新規に着任する教職員を含む全教員を対象とした「全学教員研修会」を開催し、新年度に向けた心構えと「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいた、本学の授業方法の特徴でもある双方向対話型授業の進め方を中心に、授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方等の教員としての基本的な研修内容のほか、アカデミックアドバイザーを担当する教員への特別研修も行っている。コロナ禍においてはWeb会議サービス「Zoom」の操作方法やオンライン上での双方向対話が可能な授業運営方法等を研修に取り入れている。非常勤教員へも同様の研修内容を別日程で実施しており、専任・非常勤に関わらず、本学の授業方法は徹底して教授されている。

本学では、平成12(2000)年の開学当初から、学生の学習能力や教育効果を高める方策の一環として、研修会や授業見学を行いながら教員の授業内容・方法を改善するなど、全学を挙げた実践的なFDに継続して取り組んでいる。

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、コロナ禍にあつて上記研修が十分に実施できない面もあったが、質の高い大学・大学院教育の実現を目指すことを目的として、Web会議サービス「Zoom」を使用したFD研修を実施するなど、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に向けた活動は継続している。【資料4-2-5】

[令和5(2023)年度 FD専門部会の活動実績]

- ①専任教員による相互の授業見学の実施（目的：本学の教育方針及び授業方法をもとに、学生の満足度を高める授業に役立てること。期間：令和6年1月22日～2月2日）
- ②授業改善の望まれる教育に対する授業見学並びに指導の実施（令和5年12月）
- ③キャリア開発教育科目における教授法の相互授業見学及び指導の実施（対象講座：「公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、国家試験対策講座（社会福祉士・精神保健福祉士）。期間：夏期・冬期・春期休講期間）

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」

【資料4-2-2】「東京福祉大学 教員任用規程」

【資料4-2-3】「大学ホームページ」（スタッフ・教員一覧）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/professor.html>)

【資料4-2-4】「大学ホームページ」（就職・キャリア支援）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>)

【資料4-2-5】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学のFD活動の一環として、専任教員による相互の授業見学の実施（目的：本学の教育方針及び授業方法をもとに、学生の満足度を高める授業に役立てること。）を各学期1回実施することで、目的にあるように学生の満足度を高めていく。そのために、学生による授業評価アンケートを各学期後に実施し、この授業評価アンケートの結果をもとに評価の高い教員の授業をモデル授業とした授業見学の実施を行い、授業改善の望まれる教員に対する授業見学及び指導も継続的し、テーマを設けて定期的にFD研修会を実施していくことで、学生にとって満足が得られる授業の実施を目指していく。また、教育目的の達成状況をより具体的に把握するため、学生による授業評価アンケートの質問項目を追加することも検討していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のSD(Staff Development)については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、教職員を対象とした、管理運営や教育及び研究支援を含めた資質向上のために組織的に取組みを行っている。

教職員の資質・能力向上の取組みとしては、着任時に就業規則・服務規律のほか、本学の建学の精神、教育理念の研修を行っているほか、研究倫理やハラスメント対策などの研修を行い、大学の教職員として必要な理解を深めさせる場を提供している。さらに、本学では開学当初から、教育理念に基づいた実践的な「教職員研修会」が定期的で開催されており、全教職員が参加している。

職員については、配属先の職場でのOJT(On the Job Training)が中心となるが、担当業務に応じて「日本私立大学協会」、「日本私立学校振興・共済事業団」、「私学経営研究会」、その他外部団体等が主催する専門知識を高めるための研修会に個別に派遣し参加させるなど、業務遂行のために必要となる知識・資質・能力向上の機会は適切に提供されている。

また、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を整備し、本学大学院に内部進学を希望する教職員には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減の支援も行っている。【資料4-3-1】 【資料4-3-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」

【資料4-3-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の業務遂行能力の向上を目指すべく、そのための職員の資質・能力向上の機会を適切に提供するとともに、各課職員間のコミュニケーションを図り、目的意識を共有しつつ、大学の課題を的確に把握し、問題解決能力のある職員を組織的に養成するために定期的に職員研修会を開催する。また、学内での研修にとどまらず、学外での研修についても積極的に参加していき、見識を広められるようにしていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、現代社会の現実的課題の解決を目的として「理論と実践の統合」を核とする実践的な教育・研究を推進している。各学部・大学院研究科の教育研究推進のために必要な施設は各キャンパスに設置されている。また、専任教員には個室の研究室が貸与され、大学院生が利用する院生室には、研究活動に必要な備品のほか、パソコン・プリンター等の情報処理機器、調査資料等を保管するための鍵付きロッカーも設置されている。

本学に附属する東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館（以下、「附属図書館」という。）は約 190,000 冊の蔵書を有し、主に内外の専門図書並びに研究誌等を所蔵している。附属図書館内には OPAC 検索専用のパソコンも設置され、自由に図書館所蔵の資料を検索できるようになっている。さらに、他大学・機関の図書館との間で結んだ図書館相互協力（ILL、Inter Library Loan）を利用して蔵書の活用を可能にしているほか、オンラインで国立情報学研究所の情報を検索・収集することも可能となっている。

教員の研究活動を支援するために研究奨励専門部会が設置され、福祉・心理・教育の学問領域の枠を超えた研究活動の推進に取り組んでいる。具体的な活動としては、各種助成金公募案内の配信（令和 5(2023)年度 33 件）、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の公募スケジュールの配信・説明会・概要検討会・アドバイスセッション・科研プレゼンテーション等を実施し、教員の「競争的研究資金」獲得を支援している。なお、令和 5(2023)年度科学研究費助成金配分額において、本学は私立 585 機関中 254 位であった。

また、毎年「東京福祉大学・大学院紀要」を発行（令和 5(2023)年度は第 14 巻）し、東京福祉大学・大学院の教職員、大学院生、卒業生の教育・研究活動を発表する場所を提供している。掲載に際しては、学会誌等編集専門部会により投稿論文 1 本につき 2

名の査読者が選出され、厳正な審査が行われている。【資料 4-4-1】～【資料 4-4-5】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用に関し、本学は、不正行為等については、平成 23(2011)年 12 月 1 日に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定、平成 25(2013)年 6 月 21 日に改定し、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 26 年 2 月 15 日改正)」に基づき、平成 26(2014)年 10 月 1 日に「東京福祉大学 科学研究における行動規範」、平成 27(2015)年 2 月 1 日に「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、平成 29(2017)年 4 月 1 日の改訂とともに「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」も制定している。令和 3(2021)年 11 月 26 日には「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」、「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」、「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」の改訂を行っている。このような研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるよう学内サーバの共有フォルダで開示されている。

また、倫理不正防止専門部会が中心となり、全教職員が参加する「全体ミーティング」及び教員を対象とする「研究倫理研修会」等において倫理綱領や行動規範、研究成果の発表方法、研究費の適切な使用等に関する内容を講義した上で、理解度アンケートの実施、誓約書の提出を義務付け、教職員への周知徹底を図っている。

さらに、「日本学術振興会」が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」をすべての教員及び大学院生に受講させ、修了証書の提出を義務付けている。学部生についても学年別に研究倫理教材を作成し、アカデミックアドバイザーによる研究倫理研修を実施している。

令和 4(2022)年度における科学研究費補助金に関する内部監査は、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」に従って、令和 5(2023)年 10 月 12 日から 11 月 30 日にかけて実施している。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科研費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査、サンプルを抽出した上で実際の研究費の使用状況や納品状況等についての事実関係の確認となっている。

【資料 4-4-6】～【資料 4-4-12】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

現代社会の現実的課題の解決を目的とし、「理論と実践の統合」を核とした実践的な研究を資金面からバックアップするため、専任教員に対して下表(4-4-1)のとおり教育研究費・教育研究旅費を配分している。

また、本学の教育・研究上に必要な図書・資料に関しては、別予算(令和 5(2023)年度年間予算:1,615 万円)を組み、本学の附属図書館の蔵書として購入することができる。図書・資料の購入に関しては、図書館運営委員会の活動をとおして適切に運営・管理されている。さらに、研究活動に対する人的支援としての RA(Research Asistant)の

導入も検討を進めている。【資料 4-4-13】～【資料 4-4-17】

表4-4-1 教育研究費・研究旅費 年間支給額

役職	教育研究費	研究旅費
教授（大学院専任教員の場合）	450,000円	150,000円
教授	400,000円	130,000円
准教授	350,000円	120,000円
講師	300,000円	110,000円
助教	250,000円	100,000円
助手	150,000円	80,000円

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】「大学ホームページ」（学外研究施設・附属機関・併修校）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/institution.html>)

【資料 4-4-2】「大学ホームページ」（茶屋四郎次郎記念図書館）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/library/index.html>)

【資料 4-4-3】「大学ホームページ」（東京福祉大学 文部科学省・日本学術振興会
科学研究費採択課題）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/research.html>)

【資料 4-4-4】「令和 5(2023)年度 研究奨励専門部会 活動報告」

【資料 4-4-5】「令和 5(2023)年度 学会誌等編集専門部会 活動報告」

【資料 4-4-6】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」

【資料 4-4-7】「東京福祉大学 科学研究における行動規範」

【資料 4-4-8】「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等体制図」

【資料 4-4-9】「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」

【資料 4-4-10】「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」

【資料 4-4-11】「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」

【資料 4-4-12】「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」

【資料 4-4-13】「令和 5(2023)年度 倫理不正防止専門部会 活動報告」

【資料 4-4-14】「事業報告書」

【資料 4-4-15】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」

【資料 4-4-16】「令和 5(2023)年度 図書館運営委員会 活動報告」

【資料 4-4-17】「令和 2(2020)年度 大学院教務専門部会 議事録」

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究活動のさらなる活性化に向けて、本学に所属する教員及び大学院生を対象とした学内競争的研究資金制度を設置することを検討する。また、専任教員対象として、教育・研究の満足度調査を実施し、教員の教育・研究に対する意欲や向上につなげていく。

〔基準4の自己評価〕

大学の意思決定については、教授会・研究科委員会、教育研究評議会がそれぞれの役割を果たし、その仕組みは整備され、学長のリーダーシップも十分に機能している。また、学長の諮問機関である教育研究評議会は、副学長、各研究科長、各学部長、通信教育部長、各研究科及び各学部から選出された教授、事務局長、各課所属長、その他学長が指名する教職員によって構成され、審議をとおして全学的な方針を学内へ周知する仕組みは整備されている。

本学は、大学設置基準及び指定規則等の必要教員数に準じて教育目的に即した教員の採用と配置を行っており、教員の確保と配置は適切に維持されている。教職員の資質・能力向上の機会には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」に基づき、FD 専門部会が中心となり適切に提供されている。

教育研究支援については、施設・蔵書・研究機器等の整備はもとより、研究活動を支援する研究奨励専門部会の活動により、教育研究活動は適切に運営・管理されている。

「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」、「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」、「東京福祉大学 科学研究における行動規範」、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」に基づき、調査・研究に係る倫理審査体制は明確に構築されており、倫理不正防止専門部会の活動や内部監査によって適切に運営・管理されている。

教学マネジメントの機能性については、学長のリーダーシップのもと、教授会・研究科委員会、教育研究評議会がそれぞれ適切な役割を果たし、大学の意思決定の仕組みは十分に機能している。

以上のことから「基準4」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下、「本法人」という。）は「教育基本法」、「学校教育法」に基づき、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」（第3条目的）に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、大学運営・学校教育において遵守すべき「私立学校法」、「大学設置基準」等の関係法令が改正された場合は、学内の関係諸規則及び管理運営体制の修正を適切に実施している。

本法人の意思は「寄附行為」のほか、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に基づき、適時、評議員会の意見を聞き理事会で決定されている。

理事長は、理事・評議員の意見を募り、意見を調整し、リーダーシップを発揮し、法人の適切な運営を行っている。

教職員の就業については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則（以下、「教員就業規則」という。）」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則（以下、「職員就業規則」という。）」等の学内諸規則を適切に整備している。職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の業務に対する信頼を確保することを目的として、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員倫理規程」を定めている。業務の効率的な運営を図ることを目的として、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則（以下、「事務組織規則」という。）」に事務組織、職制、職務分掌等を明確にし、職員は規律性と誠実性を維持しつつ業務を遂行している。

経営の規律と誠実性について「私立学校法」（第24条）に基づき、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。寄附行為については、変更があった場合は遅滞なく文部科学省に認可申請や届け出を行い、事務所に備えて置き、閲覧の申し出があった場合は供している。

また、「私立学校法」（第46条及び47条）に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成し、決算及び事業の実績は評議員会の意見を聞いて理事会で決議している。

情報公開については、「私立学校法」や「学校教育法施行規則」に従い、三つのポリシー、基本組織、教育研究実施組織、教員数、各教員が有する学位及び業績、入学者・

在籍者数、授業計画、校地施設、授業料、修学や心身の健康に関する支援、修学支援制度に関する事等の情報を外部公表している。

本学の内部監査については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程（以下、「内部監査規程」という。）」に基づき、理事長により職員の中から指名された監査担当者によって「業務監査（業務執行手続における各種規程等の遵守に関する監査）」、「会計監査（予算執行手続、財産管理における各種規程等の遵守に関する監査）」を実施している。令和2(2020)年2月に内部監査規程（第3条）及び事務組織規則（第3条1項及び第8条第3項）に規定を追加し、新たに内部監査室を設け、体制を強化している。また、外部監事による監査も「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程（以下、「監事監査規程」という。）」に基づいて適切に実施されている。【資料5-1-1】～【資料5-1-6】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

東京福祉大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と、「大学の使命」である「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする教育」を実現するために、全学と各学部・学科及び各大学院研究科の「教育の目的」を定め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出している。

私学を取巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（以下、「中長期計画」という。）」を策定し、「建学の精神と大学の使命の実現」、「本学をめぐる環境条件の変化への対応」、「中期長計画の重点目標」を長期ビジョンとして掲げ、「教育・研究に関する中期目標」及び「経営・管理と財務」に対するこれからの取り組み方針を示している。また、この中長期計画に基づき、各部門では年次計画を策定し、具体的な取り組みを行っている。

現在（第2期（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画））の中長期計画の策定にあたっては、平成31(2019)年度に将来計画委員会の下に作業チームとして中長期計画策定作業部会を設け、第1期（平成27年度～令和元年度5ヵ年計画）の中長期計画の全項目について、達成できたこと、達成できなかったこと、また、その理由をチェックシート形式で点検し、第2期（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）となる中長期計画の策定に反映させている。

本法人は、令和4(2022)年度に実施された学校法人運営調査委員による調査の結果、集中指導経営法人であるとの判定を受けている。その後、日本私立学校振興・共済事業団による相談、分析を経て、令和5(2023)年度に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園経営改善計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）（以下、「経営改善計画」という。）」を作成し、経営基盤の安定化に向けて取り組んでいる。【資料5-1-7】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、次のような取り組みをとって環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

環境保全については、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目指した事業「ラジエーションカレッジ」に大きく寄与したとして、令和4(2022)年2月28日付で本学は環境省より感謝状をいただいている。

人権については、「教員就業規則」、「職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」等に基づいて、全教職員への注意喚起を行っている。

平成25(2013)年9月19日には大学ホームページに「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言」を掲載し、本学における個人の尊重及び環境の保護や、社会における立場を表明している。

ハラスメント等の防止については、平成24(2012)年にセクシュアル・ハラスメント等対策専門部会を設置し、平成28(2016)年12月からは、今般問題となっているアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、その他のハラスメントにその対象を拡大し、ハラスメント防止・対策専門部会として改編している。ハラスメント防止・対策専門部会では、「ハラスメントの防止及び排除のための措置、対策」、「施策立案」、「関連諸規則の整備並びに情報収集、広報啓発活動等の積極的推進」、「苦情相談の受入れ窓口となり、苦情相談に関わる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に関わる当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決する」、「苦情相談の受理、事実関係の確認及びその対応と措置」等、ハラスメント等の防止と対策に取り組んでいる。

なお、令和元(2019)年11月には、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、妊娠・出産・育児・介護休業等に関する言動により、就業環境を害されることを防止する措置を講ずることが義務付けられたことを踏まえ、ハラスメントの定義に妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントを追加し、規程及び指針を改正している。

学生への指導・周知として、まず、入学時のオリエンテーションにおいて「学生生活の手引き」の冊子を配布して、学生生活全般に関する説明のほか、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等、人権、安全への配慮についての注意・啓発を行っている。

防災と災害対策については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて、消防設備点検を定期実施している。火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般については「全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会」が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。また、毎年、各キャンパスで防災訓練・避難訓練を実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生の目につく場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と安全な学内環境の形成については「労働安全衛生法」、「東京福祉大学 安全衛生管理規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づいて、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となり健康・安全の維持・管理を行っている。

具体的には、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示と学内啓発、衛生委員会による学内安全パトロールの実施と危険個所の改善を行っている。

また、保健管理センターに「新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する会議」を設置し、保健管理センター長と各部門担当者が学内の感染状況の把握と共有、感染防止や授業運営に関する基本方針と具体的な取り組みを審議検討している。【資料5-1-1】～【資料5-1-3】、【資料5-1-8】～【資料5-1-17】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-1-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- 【資料5-1-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」
- 【資料5-1-3】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」
- 【資料5-1-4】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- 【資料5-1-5】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」
- 【資料5-1-6】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」
- 【資料5-1-7】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- 【資料5-1-8】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」
- 【資料5-1-9】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」
- 【資料5-1-10】「大学ホームページ」（コンプライアンス宣言）
(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/information/compliance.html>)
- 【資料5-1-11】「学生生活の手引き」
- 【資料5-1-12】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」
- 【資料5-1-13】「東京福祉大学 安全衛生管理規程」
- 【資料5-1-14】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」
- 【資料5-1-15】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」
- 【資料5-1-16】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」
- 【資料5-1-17】「新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する会議」開催状況

(3) 5-1の改善・向上策（将来計画）

高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規則は整備され、「建学の精神」、「大学の使命」の実現に向けて、経営の規律と誠実性は維持されている。また、本学の第2期（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）である中長期計画は、各部署や各委員会で計画進捗状況を確認し、現在、中長期計画の最終年度となる令和6(2024)年度の年次計画を策定し、計画の実現に向けて取り組みを継続している。将来計画委員会が中心となり、現行の中長期計画の評価を行い、第3期（令和7年度～令和12年度5ヵ年計画）となる中長期計画の策定を行う予定であり、使命・目的及び教育目的の実現への努力は継続的に行われている。

環境保全、人権、安全への配慮については、コロナ禍において中断していた地元消防署の協力によるAED（自動体外式除細動器）の使用方法的講習会等を令和6(2024)年度より再開する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「寄附行為」に、本法人の役員は、理事9人、監事2人と定め、理事は、「学長」、「評議員のうちから評議員会において選任した者4人」、「学識経験者のうち理事会において選任した者4人」としている。理事は、9名で構成され、このうち内部理事は4名（教学関係2名、法人関係2名）である。外部理事については私立学校法で規定された必要数より大幅に多い5名（大学行政関係2名、企業経済界2名、法務関係1名）であり、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するようにしている。監事は、「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」としている。

理事会は、「理事会運営規程」に「定例理事会は、1年度につき6回開催し、うち2回は毎年5月及び3月に開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定め、概ね2か月に一度以上、定例理事会を開催している。また、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を招集している。5月の定例理事会では、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告が行われている。毎年度末3月の理事会では、収支補正予算案、翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議が行われている。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度は下表(表5-2-1)のとおり理事会を開催している。理事会は「私立学校法」及び「寄附行為」に基づいて適切に運営されており、議事録には出席理事のうち議事録署名人として指名された理事及び監事が議事録を確認し、署名している。理事会議事における重要事項は、①教育研究評議会において事務局長から理事会議事と結果を報告、②教授会にて学部長より報告、③全体ミーティングにて理事長より教職員に周知、④学内メールによる周知、のいずれかの方法により教職員に周知されている。【資料5-2-1】～【資料5-2-3】

表5-2-1 理事会開催及び理事の出席状況

令和3～5年度 理事会出席状況(令和6年5月1日現在)

	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
令和3年度	現 員	9	9	9	9	9	7	8	9	9	9	9		
	出席	8	9	6	8	7	7	8	9	8	8	8		
	書面出席	1	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0		
	出席率	100.0%	100.0%	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	88.9%		
令和4年度	現 員	9	9	9	9	9	8							
	出席	9	8	8	7	9	7							
	書面出席	0	1	1	2	0	0							
	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%							
令和5年度	現 員	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	出席	8	8	9	9	9	8	9	9	9	8	9	9	9
	書面出席	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	出席率	88.9%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※出席率は書面出席も含む

【エビデンス集・資料編】

【資料5-2-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料5-2-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」

【資料5-2-3】「理事会 議事録」

(3) 5-2の改善・向上策（将来計画）

令和5(2023)年度は13回の理事会が開催されている。都合により出席が困難な理事については、可能な限り欠席とはせず、オンラインを利用した出席を依頼しており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。

私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会には、適切な運営と意思決定が求められている。「私立学校法」の改正も控え、評議員と理事の兼任禁止をはじめ、今後、理事会の運営は大きく変わることが考えられるため、今後も理事会の適切な運営を継続していく。

令和7(2025)年4月1日に施行される私立学校法の改正では、学校法人のガバナンス（組織統治）改革を進めるため、学校法人の意思決定機関や諮問機関の権限などを見直すことが目的としてあり、学校法人の意思決定機関にあたる「理事会」と、諮問機関に位置づけられる「評議員会」の権限や役割が見直され、評議員会のチェック機能を高め、理事の解任を請求できるようにすることや、ガバナンス強化の観点から理事と評議員の兼任を禁止することなどが盛り込まれている。また、役員への刑事罰が新設され、特別背任、贈収賄、目的外の投機取引、不正手段での認可取得が対象となり、一般社団法人並みの法定刑となっている。今後は改正に対応した寄附行為の変更、関連諸規定の改訂を行っていく。申請にあたり、対象法人が3つのグループに分けられており、申請時期を分散させ、令和6(2024)年7月から令和7(2025)年1月の間に三つに分散して申請受付期間が設けられているため、本学が該当する対象法人のスケジュールに沿って進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「寄附行為（第11条理事長の職務）」に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「組織運営規則（第2条学長）」に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めており、理事長及び学長の責務と役割は明確になっている。

法人を代表する理事長と副理事長、理事、教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長等で組織する「法人・教学連絡会」を設置し、法人と教学とのコミュニケーションを図っている。法人・教学連絡会は、大学運営上の諸問題について情報を共有し、経営・教学の両面から問題を分析・検討する場であり、部分最適ではなく全体最適を狙いとした法人・大学にとって最も合理的な判断を的確に見いだすための組織である。また、本学の教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を適切に理事会に反映する体制もできており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は図られていると判断する。

また、令和元(2019)年度12月には、理事長を適切に補佐し、他の理事との序列を明確にし、大学運営責任の明確化を図ることを目的として副理事長職を設け、若手理事を登用し、次の世代に向けて若返りを図っている。

令和5(2023)年12月には、平成20(2008)年に本法人の創立者で当時の理事長が引き起こした不祥事の反省に立ち、同年に策定した「本法人の今後の管理運営体制について」を遵守し、創立者を法人運営及び教学運営には関与しないことを改めて大学ホームページで表明している。また、令和6(2024)年1月には、合理的な理由なく令和2(2020)年に創立者を本法人の理事長・学長に復帰させたこと等について、その管理運営上の経緯、背景、原因について調査を行うことを公表し、外部弁護士3名で組織する第三者委員会を立ち上げ、調査を開始した。【資料5-3-1】 【資料5-3-2】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は「寄附行為（第7条）」に基づき、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、「寄附行為（第15条）」に定める職務「①この法人の業務を監査すること」、「②この法人の財産の状況を監査すること」、「③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及

び評議員会に提出すること」、「④監査の結果、この法人の業務又は財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「⑤前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること」、「⑥この法人の業務又は財産の状況又は理事の職務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」を遂行している。

具体的には、「監事監査規程」、「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計監査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少、その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。

評議員会に関しては「寄附行為（第19条から第25条）」に本法人の評議員の定数は20～28人とし、その内訳は「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者5人以上8人以下」、「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから、理事会において選任した者1人以上3人以下」、「学識経験者のうちから、理事会において選任した者14人以上17人以下」とし、任期は各3年と定めている。理事長は「寄附行為（第21条）」に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、令和5(2023)年度は、8回の評議員会を召集・開催している。

監事及び評議員は「寄附行為」に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面している課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。【資料5-3-3】～【資料5-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料5-3-2】「東京福祉大学 組織運営規則」

【資料5-3-3】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【資料5-3-4】「評議員名簿」

【資料5-3-5】「評議員会 開催状況」

【資料5-3-6】「評議員会 議事録」

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営については、文部科学省の指導を受けながら改善に向けて進んでいる。創立者を本法人の経営や教学に関与させないことについては、その経緯

や原因をまとめた第三者委員会からの報告が完成した後、直ちに責任の所在や再発防止策について検討にはいり、令和6(2024)年中に結論を出せるように進めている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は中長期計画を策定し、収入面の強化、支出面の圧縮を掲げ財政基盤の構築をすべく運営を行ってきた。しかし、令和元(2019)年度から経常収支差額のマイナスが続き、文部科学省が設定する経営指導強化指標（①「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②経常収支差額が直近3か年の決算で連続マイナス）に該当したため、令和4(2022)年度の学校法人運営調査の実施対象となった。調査の結果、本法人は「経営が悪化しており、直ちに適切な経営改善が必要な集中経営指導法人と判断されるため、学校法人の経営に関する中長期的な見通しや構想の下、経営改善計画の作成及びその着実な実施などにより、経営基盤の安定確保を図ること」と指導・助言を受けることとなり、経営改善計画を策定している。経営改善計画では、学納金収入の確保を最優先課題とし、学生募集策の強化を重点施策に掲げ、経営改善、適切な財務運営の確立に向けて取り組んでいる。

中長期計画及び経営改善計画、関係部門の意向を集約した事業計画及び予算は、毎年3月に行われる、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定されている。中長期計画では、財務基盤を強化するための収入面の強化の取り組みとして、入学定員充足による学生生徒等納付金の安定的収入、経常費補助金の安定的確保、寄付金等による収入の多様化を掲げている。支出面の圧縮の取り組みとしては、人件費において業務効率化、業務プロセス改善による適正な体制を再構築すること、支出においては聖域をつくらず、必要性を十分に確認し、強力に削減を進めること、予算進捗管理ツールの使用により、予算や支出に対する意識を持った組織運営を進めることを掲げ、厳しい財務状況に鑑み、経常収支差額の黒字を安定的に生み出す支出構造に変革するとしている。支出面においては、システムにより予算部署や業務内容ごとの実績管理が可能となり、各部署が意識を持った経費管理を行える体制になってきている。

経営改善計画については、中長期計画の取り組みも踏まえながら、広報検討チーム設置による募集活動の、てこ入れを行い出願者の増加（令和9(2027)年度には令和5(2023)年度比1.7倍の入学者を目標）を図るべく諸政策の実施、人件費削減、経費削減への更なる取り組みを行うこととしている。【資料5-4-1】 【資料5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の過去5年間（令和元年度から令和5年度）の資金収支における次年度繰越支払資金は、令和元(2019)年度の21億5千万円から令和5(2023)年度の12億9千万円と減少している。事業活動収支における経常収支差額は平成30(2018)年度は3億9千万円のプラスであったが、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間においては、経常収支差額はマイナス（令和5(2023)年度△15億3千万円）に落ち込んでいる。

次年度繰越支払資金減少、経常収支差額マイナスの大きな要因は、学生生徒等納付金収入の大幅な減少と経常費補助金のカットが大きな要因となっている。学生生徒等納付金収入は、令和元(2019)年度の86億9千万円から令和5(2023)年度には49億2千万円と大幅に減少している。本学は開学以来、入学志願者増に向けて教育内容や施設設備の充実のほか、入学試験制度の改善等にも積極的に取り組んできたが、社会的に18歳人口と大学進学者数の減少が加速している昨今、安定した財務基盤を確立させるためには、基本となる収入の大部分を占める学生生徒等納付金の確保が重要であるが、令和4(2022)年度には大学通学課程の学生数も減少に転じることとなり、入学定員充足に向けたさらなる方策の検討が必要となっている。経営改善計画では、学納金収入の確保を最優先課題とし、学生募集策の強化を重点施策に掲げ、経営改善、適切な財務運営の確立に向けて取り組んでいる。令和6(2024)年度は、入学・編入者数が令和5(2023)年度入学・編入者数と比較し大幅に増加しており、令和5(2023)年度の学生数（収容現員）3,429人（定員充足率76.9%）から令和6(2024)年度学生数（収容現員）3,703人（定員充足率83.0%）と回復している。【資料5-4-3】 【資料5-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）」

【資料5-4-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経営改善計画（令和5年度～令和9年度5ヵ年計画）」

【資料5-4-3】「令和5年度 資金収支計算書」

【資料5-4-4】「令和5年度 事業活動収支計算書」

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の進捗状況に関する学校法人運営調査の結果、本法人が経営改善計画を進めるにあたり課題であると考えられる重要事項が提示された。具体的には、「①資金ショートリスクへの対応」、「②役教職員一丸となった取組の実施」、「③学生の安定確保」、「④複数キャンパスについて」の4項目である。

本法人は、これらの重要事項を踏まえて、教育研究環境の維持向上と借入金の正常な返済を両立できる規模や体制の見直しを早急に進め、令和6(2024)年度の経営改善計画に盛り込み、実行に移していく。令和9(2027)年度（最終年度）には経常収支差額を6.5億円の黒字、経営判断指標を改善すべく財務基盤の確立に向け取り組みを行っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は「学校法人会計基準」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っており、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長を経て経理総括責任者である理事長に報告されている。経理担当者は文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の主催する経理担当者向けの外部研修会に参加し、会計処理を適切に行うよう努めている。

予算編成の見直しを進め戦略的な資源配分を可能とすべく、平成27(2015)年度に会計処理システムを変更し、予算部署や業務内容ごとの実績管理に努めている。【資料 5-5-1】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2人と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数人による会計監査を定期的の実施している。また、監事監査規程に基づいて、監事2人による監事監査も定期的の実施されている。決算前には、公認会計士から監事への監査・決算状況の説明が行われ、必要に応じて公認会計士及び監事と協議連携し、会計処理の監査が実施されている。【資料5-5-2】【資料 5-5-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」

【資料5-5-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【資料5-5-3】「監査報告書」

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経理担当者の会計処理に関わる業務向上を図るとともに、公認会計士及び監査による厳正な会計監査を今後も継続して実施していく。

【基準 5 の自己評価】

経理担当者は積極的に学校法人会計や実務に関わる研修会に参加し、会計処理は適正に実施されている。公認会計士及び監事による監査体制は整備されており、会計監査は厳正に実施されている。

本学の財政状況については、収入減により厳しい財務運営を余儀なくされている。しかし、令和 6(2024)年度の入学・編入者数の大幅な増加により、経営改善計画の実現性の向上が見込まれる。さらに本学としては、来年度の入学・編入者数も本年度を上

回る目標を掲げて、新しい学生募集方策の実施を始めている。また、令和6(2024)年度より経常経費の思い切った削減も実施していることから、今後の収支バランスの確保も十分に期待できる。このように明るい見通しであり、以上のことから基準5を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の内部質保証を担保するために「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、副学長、研究科長、学部長、各学部及び各研究科から推薦された専任教員、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し、第三者評価機関である「公益財団法人 日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）」の定める評価基準に準じた自己点検・評価を実施している。具体的な自己点検・評価に関わる作業は自己点検・評価委員会の下部組織として、学長・副学長・事務局長を全体統括として各学部・事務局各部署より選任された教職員で構成する作業部会を設置し、各基準別に担当者を割り当て機能的かつ効率的に自己点検・評価を行っている。

令和 6(2024)年度は、本学にとって第 3 サイクルとなる「大学機関別認証評価」の受審年となり、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価を進めてきた。自己点検・評価のポイントとしては、中長期計画における年次計画の達成・進捗状況の評価機構の定める評価項目に照らし合わせ、エビデンスに基づいた点検・評価を行っていることである。その結果は「自己点検・評価報告書」として、自己点検・評価委員会をとおり最終的には理事会に報告され内部質保証の維持に繋がっている。

また、全学において中長期計画の達成・進捗状況の確認と令和 6(2024)年度の年次計画の策定を行い、学長を経て、理事会において報告され、内部質保証の維持が図られている。【資料 6-1-1】～【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」

【資料 6-1-2】「大学ホームページ」（自己評価）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【資料 6-1-3】「東京福祉大学 学則」

【資料 6-1-4】「自己点検・評価委員会作業部会 メンバー表」

【資料 6-1-5】「自己点検・評価委員会 議事録」

【資料 6-1-6】「各委員会における中長期計画の進捗状況と年次計画」

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は 3 年毎に自己点検・評価を実施することとしており、平成 29(2017)年度の認証評価の受審後は、令和元(2019)年度に短期大学部の認証評価の受審を兼ねて自己点検・評価を行っている。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施しない期間もあったが、令和 5(2023)年度に自己点検・評価を実施しており、第 2 期

(令和2年度～令和6年度5ヵ年計画)となる「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(以下、「中長期計画」という。)」の達成進捗状況の確認と最終年度にあたる令和6(2024)年度の年次計画を策定し、理事会に報告し、法人・教学が一体となり、中長期計画及び年次計画の実現が進められている。また、認証評価の受審においては、自己点検・評価委員会が中心となり、その下部組織である作業部会がエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。今後、令和6(2024)年度上半期が終了したところで年次計画の進捗状況の確認を行い、第3期(令和7年度～令和12年度5ヵ年計画)の中長期計画の策定を行っていく。また、今後も引き続き法人・教学が連携して内部質保証のために必要な組織の整備や責任体制を適切に維持していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は自己点検・評価を3年毎に実施することとしており、平成29(2017)年度に認証評価を受審した際に自己点検・評価を実施し、その2年後に併設する東京福祉大学短期大学部の認証評価の受審を兼ねて自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書として大学ホームページに掲載している。また、毎年度の財務状況や財産目録、貸借対照表、収支報告書、監査報告書、事業報告書等の運営状況についても大学ホームページに掲載しており大学の運営状況の経過を確認できるようになっている。

本学の教育理念の実現と内部質保証については、全学教務委員会がその重要な責務を担い、ファカルティ・ディベロップメント(FD)専門部会を統括し、FD研修会や教員相互による授業見学を実施するなどを行い、本学の教育方針・授業方法の履行状況を点検・評価しその結果は、教員の資質・能力を向上させ教育効果を高める取り組みにフィードバックされている。このように本学は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有は適切に行われていると判断する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学には学内の情報を統括・分析するIR(Institutional Research)組織が設置されていないため、用途・目的に応じて必要なデータを管轄する部署からその都度収集している。データはそれぞれの分野の見識を有する教職員が客観的根拠をもとに分析を

行い、自己点検・評価に反映させている。現状においてはやや非効率であるが内部質保証につながる取り組みはできていると考える。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価は、自己点検・評価委員会の下部組織である作業部会が中心となり行い、その結果は学内にフィードバックされている。作業部会の作業において各部署よりデータを収集し、それをそれぞれの分野の見識を有する教職員が、分析を行っており、効率的に作業は進められている。今後、IR(Institutional Research)を統括する組織の整備を検討していく。また、今後は自主的な自己点検・評価を行う上で必要なエビデンスとなる規定等についても時代の変化に即した運用が行えるよう、規定等の改廃も含めて見直しを図っていく。自己点検・評価の結果については、教授会で共有されるとともに、大学ホームページに公開するとともに、外部からの意見を取り入れながら、内部質保証を図っていく。

令和 7(2025)年度からの中長期計画の実施事項に設定し、年次計画を立て実施していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和 2(2020)年に本学の第 2 期（令和 2 年度～令和 6 年度 5 ヶ年計画）」となる中長期計画を策定し、本学が目指すべき目標を定めている。この中長期計画を基に、具体的な実施計画である年次計画を策定している。年次計画は年度途中と年度末にその進捗状況を点検・評価し、次年度の年次計画に反映する仕組みとなっている。本学の授業運営及び学修指導内容等の質保証については、教員相互による授業見学を行い、その点検・評価結果を授業の進め方や学習指導方法等の改善にフィードバックしている。

学内の総合的な自己点検・評価は評価機構の定める評価基準に準じて行われ、その結果は学内にフィードバックされており、PDCA サイクルの仕組みは整備され適切に機能している。

また、本学では内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みとして有効と考える各セメスターの終わりに実施している学生への「授業評価アンケート調査」についても継続して実施しており、学生が効果的かつ満足した授業が受けられるように教員自身も PDCA サイクルを常に意識して取り組んでいる。

各学部、学科研究科における「教育目的」及び「三つのポリシー」について、年度当初の教授会・研究科委員会において確認を行い、社会の情勢に合わせた教育を行う観点から、教員の意見を聞き、議論しながら、必要に応じて見直しを図っている

学外関係者からの意見の反映に関しても、特に力を入れているソーシャルワーク実

習や介護実習においては、「実習連絡会」を設けて、実習先の実習担当者から実習の在り方や大学の取り組み方などについて、意見を聴きながら、施設側の状況等を把握しながら、実習教育及び通常授業の中に反映をさせている。これらの取り組みにより、内部質保証が図られていると考える。【資料 6-3-1】～【資料 6-3-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】「大学ホームページ」（基本情報の公開）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/publicinformation/index.html>)

【資料 6-3-1】「4 月の各学部教授会及び研究科委員会議事録」

【資料 6-3-3】「実習連絡会議事録」

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画及び年次計画の達成状況の確認、自己点検・評価の結果は適切に学内にフィードバックされ、内部質保証は維持されている。PDCA サイクルも適切に機能しており、今後もこの機能を適切に維持していく。また、「教育の目的」及び「三つのポリシー」についても令和 6(2024)年度内に議論し、令和 7(2025)年度以降に反映できるようにしていく。学外からの意見の反映についても実習施設のみならず、地域との連携も踏まえて、近隣の住民及び自治体等からの意見も取り入れながら、健全な大学の運営を目指していく。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織は整備され責任体制も確立している。自己点検・評価は定期的実施されており、その結果が学内の質保証の維持・向上のためにフィードバックされる PDCA サイクルの仕組みは整備されており、適切に機能していると判断する。

以上のことから「基準 6」を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・地域貢献の充実

A-1. 地域連携・地域貢献の有効性

A-1-① 地域連携・地域貢献の有効性

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携・地域貢献の有効性

現在、本学が実施している地域連携・貢献活動の具体的内容としては、「市民向け地域公開講座」、「各キャンパスのある自治体との連携・協定による活動（審議委員の派遣等）」、「学生のボランティア派遣（王子キャンパス学習支援教室、伊勢崎キャンパス留学生による国際理解授業）」、「池袋キャンパスふくし健康まつり」、「ボランティアチューター」、「高大連携事業（高大連携公開講座・伊勢崎清明高校大学生メンター）」、「ぐんま地域・大学連携モデル事業」、「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワークへの参加」等がある。これらは地域連携推進専門部会がその事業内容や実施を取りまとめ、事業の実施にあたっては、全教職員に向けたメールや大学ホームページにて周知等を行っている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（以下、「中長期計画」という。）」には、地域連携・地域貢献を推進する大学の意思が反映され、地域連携推進専門部会の令和5年(2023)年度の年次計画にも記載がされている。

■市民向け地域公開講座

本学の教育資源の活用と研究・教育実践の地域への還元、また社会貢献として、キャンパスのある地域住民、一般市民を対象とした公開講座（現在は、「地域公開講座」という。）に取り組んでいる。

伊勢崎キャンパスでは、平成12(2000)年の開学当初より市民を対象とした地域公開講座を開講しており、現在では伊勢崎市教育委員会生涯学習課や長寿社会部高齢政策課等と連携した講座を中心に開講している。平成27(2015)年度837名、平成28(2016)年度704名、平成29(2017)年度626名、平成30(2018)年度736名と多くの市民の方が、この地域公開講座に参加し、参加者した方からのアンケート回答からも高い満足度を確認することができる。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から学内の関連部会等における協議、連携する自治体との協議のうえ講座の開講を中断していたが、令和4(2022)年度より、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に図ったうえで地域公開講座を再開している。

名古屋キャンパスでは、平成29(2017)年度より、名古屋市教育委員会との共催により地域公開講座を実施している。コロナ禍においては、Web会議サービス「Zoom」を活用したオンライン講座によって実施を継続している。

池袋キャンパス及び王子キャンパスは合同で、平成28(2016)年度より池袋キャンパスを会場として地域公開講座を2講座から開始している。池袋キャンパス及び王子キャンパス

も、令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から学内の関連部会等における協議を踏まえて同講座の実施を中断していたが、令和 5(2023)年度より 2 日間 6 講座を実施している。

■各キャンパスのある自治体との連携・協定による活動（審議委員の派遣等）

各キャンパスのある自治体からの要請を受け、審議会委員等へ教員を派遣し自治体活動への協力を行っている。審議会委員等への協力は、本学の各学部にも所属する教員の専門性を自治体活動へ還元するとともに、協力をとおして生み出される新たな連携や協力の創出の機会であると捉え、都道府県、市町村を問わず、今後も活発な人材派遣と協力を進めていく。

■学生のボランティア派遣（王子キャンパス学習支援教室、伊勢崎キャンパス留学生による国際理解授業）

王子キャンパスのある東京都北区において、北区社会福祉協議会が中心となって実施している「子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業」の中で、生活困窮者自立支援事業の任意事業となる子どもたちへの学習支援を、王子キャンパス（心理学部）の学生 10 名程度が中心となって実施している。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から活動を見合わせていたが、令和 4(2022)年度よりオンラインにて活動を再開し、現在は、十分な感染防止策を図ったうえで従前の対面形式にて事業を実施している。

令和 5(2023)年度より、伊勢崎キャンパスでは隣接自治体である埼玉県本庄市と協力・連携し、市内の小学校で実施される国際理解授業へ伊勢崎キャンパス所属の留学生を派遣し、対象者への自国の文化等を授業するという取り組みを実施している。参加学生は 2 名と少数ではあるが、小学生に対し多様性と他国の文化を身近に感じてもらう機会の創出、加えて授業を行う本学学生（留学生）の活躍の場となっている。

■池袋キャンパスふくし健康まつり

池袋キャンパスでは、平成 27(2015)年度より、東京都豊島区及び豊島区社会福祉協議会が主催する「豊島区ふくし健康まつり」に大学として参加し、池袋キャンパスに所属する日本人在学生及び留学生による出店やイベントブースの運営を実施している。留学生は自国の料理を市民にふるまうなど、国籍を超えた学生間の交流はもちろん、地域住民との交流を図る良い機会となっている。平成 27(2015)年度より継続して参加している取り組みではあるが、令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度の 2 年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「豊島区ふくし健康まつり」は中断していたため、現在、本学として学生の参加を主体とした同事業への参画のあり方について検討を行っているところである。

■ボランティアチューター

平成 20(2008)年度に、本学は伊勢崎キャンパスのある群馬県伊勢崎市と協定を締結し、伊勢崎市の教育委員会との覚書を交わしている。これをきっかけに、教育学部を中心として伊勢崎市の小中学校への学生派遣に、学部として組織的に取り組むことになり「ボラン

ティアチューター」として夏休みの補習を手伝う「勉強塾チューター」のほか、「通常（学習）チューター」「保健室チューター」の派遣を行っており、これまでに 1,000 人を超えるボランティアチューターを派遣している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学生派遣ができない時期があったが、現在は一部その形態を変え、伊勢崎市が取り組む「スマイルサポーター」への学生派遣として継続している。

また、池袋キャンパスでは、「北区教職ボランティア派遣」として北区教育委員会との協定に基づいて、池袋キャンパスの教育学部の学生を中心に地域の小中学校への学生派遣を行っている。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響による入構禁止措置等を受け活動を見合わせている。

■ 高大連携事業（高大連携公開講座・大学生メンター）

高等学校との連携による公開講座（高大連携公開講座）を実施しており、近隣高等学校等からの要請により、本学から講師派遣を行っている。また、伊勢崎キャンパスにおいては、令和 5(2023)年度より市内の公立高等学校との連携に基づき、該当高等学校で行われている生徒の研究活動に対し、大学生メンターとして伊勢崎キャンパスの在学生在がその研究発表等へ参加、助言等を行う活動を実施している。

■ ぐんま地域・大学連携モデル事業

群馬県知事戦略部では、地域と大学等との一層の連携強化や大学等相互の協働により知的資源等を結集していくことを目的として「ぐんま地域・大学連携協議会」を設置し、地域と大学等の連携に関する情報提供を行っており、本学もこれに参加し、伊勢崎キャンパスを中心に「ぐんま地域・大学連携協議会」からのアンケートへの回答等を通じて情報交換を行っている。現状として群馬県内市町村との具体的な事業の展開には至っていないが、今後、自治体からの要求に対し本学の専門性が貢献できる事業については実施や協力にむけた検討を行っていくことが考えられる。

■ ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワークへの参加

平成 28(2016)年に、男女共同参画やダイバーシティ推進を目的として、群馬県内 16 の大学と 2 つの連携機関（群馬県生活こども課男女共同参画室、放送大学群馬学習センター）によって「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク」を結成・発足している。当初より、本学も「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク」に参加し、情報共有及び情報提供等活動を行っており、毎年、各大学の女性教員比率、女子学生比率、女性活躍のための取り組みの有無、セクシャルマイノリティへの対応の有無等について情報の共有を行っている。

毎年度 1 回、県内 16 の大学の代表者が集まる会議では、あらかじめ共有すべき情報を事前に提出し、各大学に共有している。また、会議当日には、主幹校（副会長校）がシンポジウムや講演会を行うこととなっており、令和 5(2023)年度は本学が主幹校であったため、令和 5(2023)年 11 月 9 日に「研究者のワーク・ライフ・バランス」をテーマとしたシンポジウムを開催している。また、「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク」では、男女共同参画やダイバーシティに関する群馬県内の講演会やイベントの情報共有を行っている。

【資料 A-1-1】 ～ 【資料 A-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料 A-1-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

【資料 A-1-3】 「各委員会における中長期計画の進捗状況と年次計画」

【資料 A-1-4】 「東京福祉大学 公開講座規程」

【資料 A-1-5】 「大学ホームページ」 (社会貢献活動・特別講座)

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/contribute/index.html>)

【資料 A-1-6】 「公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークホームページ」

(地域連携促進支援)

(<https://www.howarp.or.jp/collaboration/>)

【資料 A-1-7】 「群馬県ホームページ」 (地域と大学の連携)

(<https://www.pref.gunma.jp/page/15052.html>)

【資料 A-1-8】 「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワークホームページ」

(<https://gunma-diversity.gunma-u.ac.jp/>)

【資料 A-1-9】 「地域連携推進専門部会 議事録」

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

地域連携・貢献活動は広範囲に及ぶものであり、地域連携推進専門部会が活動の取りまとめ機関として位置付けられ、各活動は、地域連携推進専門部会の部会員がそれぞれ担当・運営を行っている。中長期計画では、「各キャンパスがそれぞれ地域に根ざした地域連携・貢献活動ができるよう、組織体制を整備する」としているが、そのためにはキャンパスがある地域の自治体との協定を広げ、相互交流を拡大していくことが必要である。平成 20(2008)年度に群馬県伊勢崎市と、健康、福祉、教育、文化、まちづくり等の分野における連携協定の締結したことに続き、平成 26(2014)年度には東京都北区教育委員会との教育連携協定を締結している。今後は、池袋キャンパスのある東京都豊島区及び名古屋キャンパスのある愛知県名古屋市との連携協定について、学生による地域の催しへの参加・出店等、地道な活動を行ないながら、その可能性を探っていく。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、各種地域連携・地域貢献活動の中断等を余儀なくされた時期があるものの、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことを受け、継続してきた事業の再開とともに、それぞれの事業の新たな展開を模索していくこととしており、具体的には次のような取り組みを検討している。

- ・ぐんま地域・大学連携協議会を中心に、群馬県との連携を進め、取り組みを具現化する。
- ・群馬県伊勢崎市との協定、伊勢崎市教育委員会との覚書に基づくボランティアチューター(体験学習型学生派遣)を進めるとともに、社会的なニーズへ対応できるよう体制を整える。
- ・現在実施されている東京都豊島区及び北区との共同・連携事業を充実化させるとともに、両キャンパスの地域的ニーズに応じた新たな事業連携について対象自治体と協議する。
- ・愛知県、また名古屋市との連携や地元商店街の催事や地域社会資源との新たな連携を模

索するとともに学生ボランティアの参加による地域貢献を継続し、地域貢献を深化していく。

- ・専任教員による自治体等の審議会委員就任などの協力活動を組織的に進める。
- ・地域貢献、地域連携事業の促進に向け、地域連携推進専門部会を中心とし地域貢献、連携活動を取りまとめる体制整備を組織的に進める。

〔基準 A の自己評価〕

地域社会資源との有機的な連携、地域への貢献を目的として伊勢崎キャンパスで始まった市民向け地域公開講座は、自治体との連携をもとにその講座数、参加者数も安定的に推移し、地域において定着化が図られているとともに、協定を結んでいる伊勢崎市との共催についてもシステム化し、市民に向けて本学の知的資源を惜しみなく提供されている。この取り組みは各キャンパスにも広がっており、8 年目を迎えた名古屋キャンパスの地域公開講座も、名古屋市教育委員会との共催を得て、年々参加者が増加し地域に定着しつつある。また、オンライン講座の実施を通じて、地域住民に対する多様な講座参加の機会を提供している。さらに平成 28(2016)年度から始まった池袋・王子キャンパス地域公開講座も積極的な広報活動をとおして地域への定着を図っているところである。高大連携講座とともに各種公開講座を通じた地域連携・貢献は着実に拡大傾向にあると判断する。

伊勢崎キャンパスから始まった市民向けの公開講座（地域公開講座）は実施以降、平成 20(2008)年度に伊勢崎市と健康、福祉、教育、文化、まちづくり等の分野における連携協定を締結したことを機に、学生のボランティア活動や体験活動は、群馬県伊勢崎市での「ボランティアチューター」をはじめとして、それまでの取り組みを踏襲しつつ、時代の要請に応じた新たな形態へと変化しつつある。池袋・王子キャンパスにおいても、東京都北区教育委員会との教育連携協定を締結し、学生ボランティアの派遣等を行っており、新たな地域連携・地域貢献活動を展開している。今後は東京都北区社会福祉協議会との連携による学習支援教室など、新たな社会的ニーズへ対応していく計画もある。このように地域連携・地域貢献の充実は本学独自の特色であると判断する。

基準B. 留学生支援と国際交流の充実

B-1. 留学生支援と国際交流の推進

B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

B-1-② 留学生支援の状況

B-1-③ 国際交流の推進

(1) B-1の自己判定

「基準項目B-1を満たしている。」

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

第2の独自基準である留学生の受入れと国際交流について、「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」で述べているとおり、法人の課題の一つである「留学生の受入れと国際交流の推進」の一環として、留学生の受け入れを積極的に行っている。過去5年間の留学生数は次表(表B-1-1)のとおりであり、令和2(2020)年度は551名、令和3(2021)年度は601名、令和4(2022)年度は489名、令和5(2023)年度417名と推移してきたが、令和6年(2024)年度1,229名と大幅に増加している。

表B-1-1 過去5年間の私費留学生数の推移(各年度5月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉学部	401	350	116	117	588
教育学部	62	117	13	22	77
心理学部	24	42	26	24	76
保育児童学部	0	1	1	9	52
社会福祉学研究科M	36	58	54	87	281
社会福祉児童学M	1	3	1	2	13
社会福祉学研究科D	4	0	0	2	27
心理学研究科M	2	2	1	1	0
心理学研究科D	0	0	0	0	0
教育学研究科M	16	28	21	17	65
日本語別科	5	0	256	136	50
合 計	551	601	489	417	1,229

B-1-② 留学生支援の状況

本学では、授業は日本語で行っているため、留学生が授業を理解できる日本語力を身につけられるように、令和5(2023)年度より、必修科目として「キャリアB」という授業を開講し、日本語力の向上を図りながら、授業の理解を促進させていく取り組みを行っている。標準的な授業の進め方においても、学生によって日本語力において差があるため、日本語力の高い学生には、日本語力の低い学生をサポートしてもらいながら授業を進めている。そうすることによって、日本語力の高い学生は「教える」ということから、自らの日本語

力を維持及び向上が図られ、日本語力が低い学生にとっては、同じ国の学生が教えてくれることでの信頼感や励みにつながり、日本語力の向上に相乗効果が出ている。

さらに日本語力向上を目指す支援として、JLPT合格のための対策講座を無料で開講しており、希望者は受講できるようになっている。各学期に履修登録を行い、自分の実力にあった各分野の講座を受けられるようになっている。

本学は組織的に留学生の支援体制を整えており、留学生教育センター運営委員会とその下部組織として留学生の教育及び研究に関する特定のことを審議・検討するために設置する、留学生カリキュラム編成専門部会、留学生修学・生活支援専門部会、留学生キャリア形成支援専門部会、留学生と日本人の交流促進専門部会の4つの専門部会が連携し、留学生の修学・生活・キャリア支援・日本人学生との交流等、入学後の学生生活から卒業・就職までを全学的に支援している。さらに、日常的な支援体制に関しては、日本人学生同様にアカデミックアドバイザーを配置して、いつでも相談できる支援体制を整備している。また、ビザ更新等で必要となる授業の出席管理や学修支援については、教務課と連携している。アカデミックアドバイザー・コミュニケーション・カードを用いて、月に最低1回、アカデミックアドバイザーと個別面談を行うシステムを構築している。留学生のキャリア支援に関しては、キャリア支援室、留学生支援室、留学生教育センターと常に連携して支援を行っている。

B-1-③ 国際交流の推進

国際交流の推進については、平成23(2011)年度に設置された国際交流センターを中心に活動を行っている。

特に海外の大学への本学学生の短期留学・短期研修に力を入れており、約1か月間のプログラムで訪問する「アメリカ夏期短期研修」では、ハーバード大学、フォーダム大学の各大学の寮に滞在し、アメリカの福祉・心理・教育系大学院の教授の講義を通訳つきで受講するほか、福祉・医療・教育関連施設の見学もプログラムに含まれており、単位認定されている。「アメリカ夏期短期研修」はコロナ禍で実施を見合わせていた時期もあったが、令和5(2023)年度は実施しており、本年度も継続して実施する予定である。

「アメリカ夏期短期研修」は、ハーバード大学、フォーダム大学の現地の大学でしか体験できない授業や学生生活を経験することができる。参加した学生は、アメリカの福祉、教育現場の実情を感じとることができ、異文化の生の実践を体験できる貴重な機会でもあり、自らの学びにも大きく影響を与える機会ともなっている。また、学生は授業や研修などの学びだけではなく、現地の学生との交流や観光クルージングなどの体験することで、国際的な視野に立った学びを得られことにも繋がり、将来に向けた大きな財産にもなっている。【資料B-1-1】～【資料B-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】「留学生募集要項」

【資料 B-1-2】「大学ホームページ」（留学生募集）

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/abroad/index.html>)

【資料 B-1-3】 「大学ホームページ」 (シラバス)

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)

【資料 B-1-4】 「東京福祉大学 留学生教育センター運営委員会規程」

【資料 B-1-5】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」

【資料 B-1-6】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規程」

【資料 B-1-7】 「大学ホームページ」 (国際交流)

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/international/studyabroad.html>)

【資料 B-1-8】 「アメリカ夏期短期研修リーフレット」

(3) B-1の改善・向上方策 (将来計画)

今後、留学生の増加に伴い、留学生支援について、より充実したサポート体制が求められる。学修支援のみならず、日本での生活習慣やマナー教育もプログラムに入れて取り組んでいく必要がある。そして、本学で学んで良かったと思って、卒業できるように支援していく。大学院においても、日本語サポート講座を充実させて、学術的研究が深められるようにしていく。

国際交流においても「アメリカ夏期短期研修」は、「国際的な視野を養うための取り組み」としてとても重要であることから、プログラムの充実を図っていく。今後は、留学生と日本人学生との交流の場を設け、学生たちが異文化に触れ、国際的なコミュニケーション能力や国際的な感覚を磨く場としていく。

【基準Bの自己評価】

「留学生の受入れ」は、平成26(2014)年度にさらに充実・強化されており、留学生数は増加しており、受入れ態勢は整備されていると判断する。

留学生の学修・生活支援については、留学生教育センターが中心となり本学独自の支援体制を整備しており、特に留学生が日本でのコミュニケーションに不自由の無いように日本語力の支援を強化して取り組んでいる。生活支援に関してもあらゆるニーズに対応すべく、アカデミックアドバイザーと留学生教育センターが中心となって様々な支援を行っており、留学生の教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断している。また、「アメリカ夏期短期研修」はコロナ禍において中断した時期もあったが、開学時より継続しており「国際的な視野を養うための取り組み」となっている。このように留学生支援と国際交流は充実しており本学独自の特色であると判断する。

基準C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実

C-1. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

(1) C-1の自己判定

「基準項目C-1を満たしている。」

(2) C-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

本学の社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援は次のとおりである。

(1) 独自の実習プログラムを用いた専門知識・技術の涵養

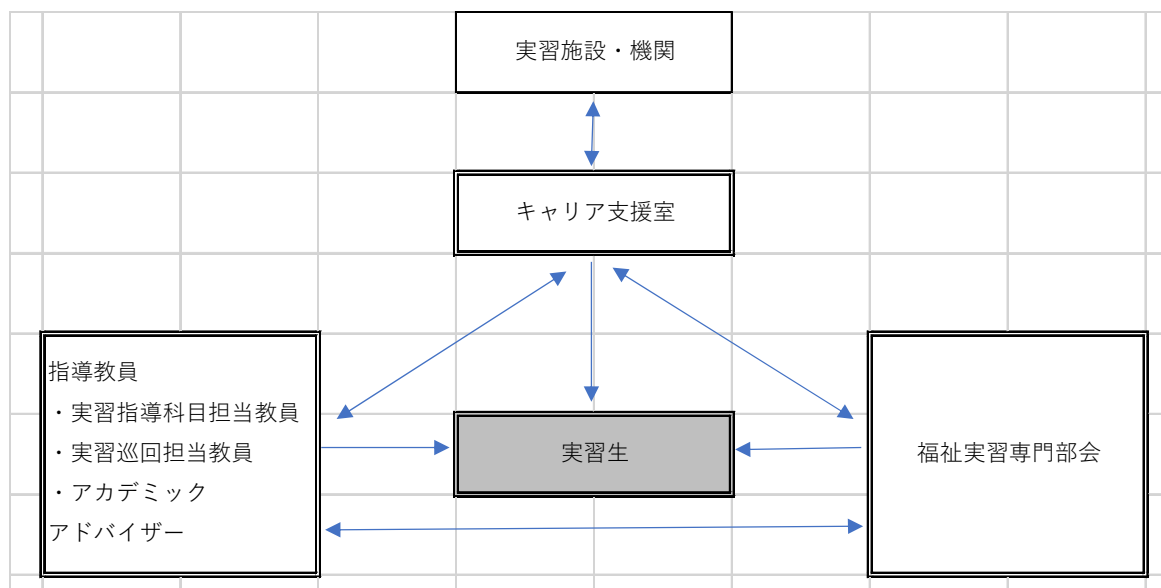
本学の建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力の統合」の実践として、社会福祉士・精神保健福祉士受験資格の取得を希望する学生には、開学当初より法定実習時間を上回る実習体験の機会を提供している。具体的には、社会福祉士受験資格を希望する学生に対しては、法定実習時間 240 時間に対し 320 時間の実習カリキュラムを設定している。精神保健福祉士受験資格を希望する学生に対しても、法定実習時間 210 時間に対し、320 時間の実習カリキュラムを設定している。こうした十分な実習時間を設けることにより、実践的能力が高められ、講義や演習で学んだ理論的・科学的能力と実践的能力の統合が図られるとともに、国家試験合格に向けた意欲と効果的な学習を生み出している。

さらに長時間に及ぶ実習をより専門的かつ効果的に展開することを目的として、実習実施とともに実習指導科目を並行して実施するための通年型実習を開学時よりカリキュラム化している。通年型実習は、週に 2 日の実習日（本学では火曜日・木曜日）に配属施設・機関へ赴き、他の曜日は大学にて講義を受けるという形態である。大学での講義の一つに実習指導科目がある。実習を行う学生は、この実習指導科目の履修が義務付けられており、実習施設・機関における実習指導者からのスーパービジョンに加えて、実習指導担当教員によるスーパービジョンを実習実施期間、継続して受けていくこととなる。加えて、実習指導科目内で実施される学生同士のグループワークをとおして、それぞれの学生が自己課題を明確化し、具体的な目標に基づく実習活動を行なうことができる。

(2) 実習に係る組織内協働

社会福祉士・精神保健福祉士養成における通年型実習をはじめ、各種実習が個々の学生にとって、より専門的かつ効果的に、加えて有意義なものとなるよう下図のような実習指導・支援体制によって実習カリキュラムは展開されている。キャリア支援室が窓口となり、実習施設・機関の実習指導者との連絡を図っていく。学内の実習指導や実習教育支援体制として、キャリア支援室がリエゾン役となり、実習指導科目担当教員、実習巡回担当教員、アカデミックアドバイザーとの情報共有と連携を図り、個々の学生に対する多面的支援が展開できる体制を整備している。また、実習に係る方針や対応等の協議の場として福祉実習専門部会を置き、実習に係る方針や総合的な指導・支援の検討を行っている。

(3) 実習指導者との情報共有と協働



実習実施におけるパートナーとなり得る各種実習施設・機関との連携強化を目的に実習連絡会を開催している。厚生労働省が示す各種資格養成課程における実習の目的を踏まえ、本学で展開される実習形態や実習目標、また学生指導・支援のあり方等を説明、共有し、実習がより専門的かつ実践的に展開されるよう実習施設・機関との連携の具現化を図っている。【資料 C-1-1】～【資料 C-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 C-1-1】「ソーシャルワーク実習の手引き」

【資料 C-1-2】「精神保健福祉実習の手引き」

【資料 C-1-3】「大学ホームページ」（シラバス）

(<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)

【資料 C-1-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」

(3) C-1の改善・向上方策（将来計画）

(1) 実習施設・機関との連携による実習内容の充実

実習時間及び実習支援体制に基づき、より専門的かつジェネリックなソーシャルワーカーの養成に向け、実習を依頼する施設・機関（またその実習指導者）との連携を深化させ、実習プログラムの充実化と学生への個別的な指導を進展させるための検討を行っていく。

(2) 国家試験受験における学習支援の充実

実習において明確化した資格取得への動機を、国家試験合格に向けた具体的な学習活動へ転換させるためのアプローチを、国家試験対策講座担当教員、アカデミックアドバイザー等と連携し、一層の充実化を図り、結果としての国家試験合格率の向上と、資格を有した学生の希望にもとづく社会福祉分野での就職支援へつなげていく。

(3) ICT 化への対応

介護分野を始め、社会福祉分野全体において人材不足が大きな課題となる中で、近年とくに ICT 化の動きが加速している。様々な実習先でも、国が示している業務における生産性の向上への取り組みが進められており、その一例として、インカムの活用や、記録類の電子化などが挙げられる。

本学では現在、実習記録の授受をもっぱら紙媒体で行っているが、これを ICT の活用により電子媒体に代えることで、実習先・学生・巡回教員間のコミュニケーションや情報共有が円滑に、かつ効率よく進むことが見込まれる。学生に対する実習指導の質のさらなる向上のため、今後、本学としても積極的に実習教育の ICT 化を検討していく。

【基準 C の自己評価】

令和 2(2020)年の社会福祉士・精神保健福祉士養成カリキュラムの一部変更を受け、総学修時間数の拡充、機能の異なる 2 ヶ所以上の実習施設での実習実施等、実習教育の充実化とその質・量の向上が求められている。本学では、開学当初より現行の新たなカリキュラムにも適応できるような独自のプログラムを展開しており、実習教育の一層の充実化が求められる現代にあって、その内容をより効果的に、かつ、これからの社会において求められるソーシャルワーカー養成に即したものとするための基盤が整えられていると考えられる。また、そのプログラムを支える組織体制においても長期にわたる検討が為されており、現状、より効果的かつ実践的に新たなカリキュラムに応じるべき体制が整っていることから、本学の社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援は充実しており、本学独自の特色であると判断する。

V. 特記事項

特記事項なし

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に、「東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする。」と定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に、社会福祉学部、教育学部、心理学部、保育児童学部を置くことを定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に、学部の修業年限は 4 年とする旨を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 24 条及び同条 5 項に、編入学することができる年次及び在学年数、最長在学年数を定めている。	3-1
第 89 条	○	学則第 4 条に、早期卒業制度を定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に、入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則 58 条に教職員組織を定め、組織運営規則に学長、副学長、学部長等の職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 64 条に各学部教授会の設置について定め、同条第 2 項に基づき、学部教授会規程第 6 条に教授会審議事項、第 2 条に教授会構成員について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 54 条、大学院学則第 17 条、短期大学部学則第 43 条に学位の授与について、学位規定 3 条に学位授与の要件について定めている。	3-1
第 105 条	—	当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していないので、該当しない。	3-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条第 3 項、大学院学則第 1 条第 3 項に自己点検・評価について定め、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、その報告書を公表することを定めている。 また、政令で定める期間ごとに認証評価機関による認証評価を受審し、その結果を大学ホームページにおいて公表している。	6-2

東京福祉大学

第 113 条	○	大学ホームページにおいて、研究活動（紀要、科研費採択課題）を公表している。 https://www.tokyofukushi.ac.jp/introduction/research.html	3-2
第 114 条	○	学則第 58 条に事務職員を置くことを定め、また、事務組織規則において事務分掌を定めている。なお、同条が準用する、学校教育法第 66 条の 6 項の定めに基づき、技術職員を 3 名配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 24 条第 1 項第 2 号、同第 2 項第 2 号に高等専門学校を卒業した者の編入学資格について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 24 条第 1 項第 3 号、同第 2 項第 3 号に専修学校の専門課程を修了した者の編入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	修業年限については学則第4条、学年、学期及び授業を行わない日については第6～8条、部科及び課程の組織に関する事項は第3章から第8章、教育課程及び授業日時数については第3条から第3条の4まで、7条、及び第8条の2、学習の評価及び課程修了の認定については第14条及び第36条、収容定員及び教員組織については第5条及び第3章、入学、退学、転学、休学及び卒業については第2章第1節及び第8節、授業料、入学料その他の費用徴収については第2章第3節、賞罰については第2章第9節に定めている。 本条第 1 項第 9 号、第 2 項及び第 3 項については、設置していないため該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、健康診断結果等の記録簿を作成し保管している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第56条に基づき学生の懲戒手続きに関する規程を定め、運用している。	4-1
第 28 条	○	学校法人茶屋四郎次郎記念文書取扱規則を定め、所管部署において作成及び保管している。	3-2
第 143 条	○	東京福祉大学学部教授会規程第11条に専門委員会を置くこと及び専門委員会の意見をもって教授会の意見とすることができる旨定め、同規程に則り運用している。	4-1
第 146 条	○	科目等履修生の修業年限の通算は学則第47条に規定しているが、同条を用いて修行年限の通算を行った事例はない。また、特別の課程履修生については制度がないため該当しない。	3-1
第 147 条	○	早期卒業については、学則第4条1項ただし書に規定している。同条を用いて早期卒業を行った事例はない。	3-1
第 148 条	—	「特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を	3-1

東京福祉大学

		行う学部」について設置していないため、該当しない。	
第 149 条	—	本学では早期卒業するためには 3 年以上在籍しなければならないと学則第 4 条で定めているため該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第16条に定めており、学生募集要項にも明記して遵守している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学については、制度がないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学については、制度がないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学については、制度がないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学については、制度がないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第24条第1項第2号及び第2項第2号に短期大学を卒業した者の編入学資格について定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第16条第3号の定めを適用している。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は学則第6条に、入学時期については学則第15条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	本学では科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し学修証明書を交付していないため、該当しない。	3-1
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて各学科及び研究科において策定し、大学ホームページ、履修要覧等に掲載し、公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第1条第3項に自己点検・評価について定め、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価実施委員会において自己点検・評価を実施して、その結果を大学ホームページにおいて公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校教育法施行規則第172条の2第1項、第3項、第4項の教育研究活動等の情報について、大学ホームページにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則54条に卒業した者に対し学長は学位を授与する旨定め、学位授与の要件については、学位規程に定めて、学位記を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第24条1項第2号及び第2項第2号に高等専門学校を卒業した者の編入学資格について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 24 条 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号に専修学校の専門課程を修了した者の編入学資格について定めている。	2-1

東京福祉大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	寄附行為第 3 条に法令に従い学校教育を行う旨を規定し、大学設置基準を最低基準と認識するとともに、学則第 1 条第 3 項、及び自己点検・評価委員会規程に自己点検・評価等について定め、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条第 2 項に、学部、学科の人材養成等に係る目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜については、学則 19 条、及び入学者選抜規程を定め、アドミッションポリシーに基づき、適切な体制を整えたうえで公正に実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条第 1 項に本大学に置く学部を定め、教育研究実施組織、教員数その他は大学設置基準に定める基準を満たしており、学部として適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条第 1 項に本大学に置く学科を定め、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	○	学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切なものとして、学則第 3 条第 2 項により通信教育課程を置く。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織及び事務職員等については学則第 3 章、教員任用規定、及び事務組織規則に定め、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等を置いている。 教育研究に係る責任の所在については、組織運営規則において教学運営及び職務分掌等を明確になるよう編成している。 厚生補導を組織的に行うため、事務組織規則第 12 条第 2 項 1 号、2 号に教務課学生係が事務を分掌する旨を定め、全学学生支援委員会規程を置き運用している。 学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程を置き、事務組織としてキャリア支援室に教職員を配置して連携を図っており、適切な体制を整えている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3

東京福祉大学

第 8 条	○	授業科目については、適正に教員の配置を行っている。授業の中身については、同一科目シラバスの講義概要と学習目標を共通化する親シラバス制度、同一科目担当者協議会を開催して成績評価の規準と評定方法の点検と修正を実施している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員はいないので、該当なし。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学における基幹教員の数は、大学設置基準別表第一に規定される人数と別表第二に規定される人数の合計数以上の教員を適正に配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程、及び法人が定めるスタッフ・ディベロップメント規程を定め、組織的な研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長の資格については、学長等選考規程第 2 条に定めている。	4-1
第 13 条	○	教授の資格については、教員任用規程第 2 条に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	准教授の資格については、教員任用規程第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	講師の資格については、教員任用規程第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	助教の資格については、教員任用規程第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格については、教員任用規程第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に収容定員等を定めている。	2-1
第 19 条	○	学科、専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、適切に運営している。カリキュラムについては、全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会が設置され、全学のカリキュラム全般について検討・審議しており、適切に教育課程を編成している。実務家教員は全員、教授会等の構成員となっており、教育課程の編成について責任を持っている。	3-2
第 19 条の 2	—	他大学等との連携開設科目はないため、非該当。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については、学則第 8 条の 2 に定めている。必修科目、選択科目及び自由科目については、学則別表 1 に明記し、配当年次はカリキュラムツリーや『履修要項』において定めている。	3-2
第 21 条	○	単位については、学則第 10 条、第 13 条に定め、適切に運用している。	3-1
第 22 条	○	学則に基づき学年暦を作成し、定期試験等の期間を含め 35 週に	3-2

東京福祉大学

		わたる授業時間を確保している。	
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、学則第 7 条第 1 項およびシラバスに定めている。	3-2
第 24 条	○	授業の効果を十分にあげられるよう、適切な人数で授業運営を実施している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、学則第 12 条、及び教育方針及び授業方法に関する規程に定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	教育方針及び授業方法に関する規程第 3 条に基づき、授業の計画等をシラバスによりあらかじめ明示している。また、学則第 36 条、第 14 条に成績評価基準等を定め、『履修要項』にてあらかじめ明示している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を導入していないため、該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 13 条に単位数の算定方法等について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、科目履修規程に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当なし。	3-1
第 28 条	○	他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等については、学則第 14 条第 3 項に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 14 条第 4 項に定めている。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、学則第 14 条第 5 項に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を開設していないため、非該当。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生等については、学則第 44 条に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、学則第 14 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地について、教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	グラウンド及び体育館を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準を満たす施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地等面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎等面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館については、学部又は学科の種類、規模に応じた教育研究上必要な資料を系統的に備えている。司書資格を有する職員の配置を行い、適切な規模の閲覧室等の設備を整えている。	2-5
第 39 条	—	該当なし。 なお、本学では教職課程の設置があるが、教員免許の取得が卒業要件ではないため、附属学校の設置はない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及	2-5

東京福祉大学

		び数の機械、器具及び標本を備えている。	
第 40 条の 2	○	各キャンパスにおいて、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい研究費、環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、大学として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織を置いていないので、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に組織を設けていないため該当しない。	1-2
第 59 条	—	大学院大学の設置はないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程を設置していないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 54 条、学位規程第 3 条第 1 項に、本大学を卒業した者に	3-1

東京福祉大学

		対し、学士の学位を授与する旨を定めている。	
第 10 条	○	学位規程第 2 条第 2 項に、授与する学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を定めていないため該当しない。	3-1
第 13 条	—	学位規定を定め、適切に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務に関しては、寄附行為を定めこれを遵守している。 教育研究活動、法人運営の基盤強化等についての中長期計画を策定し、進捗及び達成状況について事業報告書にまとめて公表しており、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法の定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して、特別な利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項に、寄附行為の備付け及び閲覧について定め、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に、理事 9 人、監事 2 人を置く旨、及び理事長の選定方法を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	私立学校法の当該条文の趣旨を踏まえて、民法上規定されている委任の本旨に従い、法令に則って適正に遵守している。法人寄附行為第 17 条に規定されている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については寄附行為第 16 条に定め、理事会運営規程に従い運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 11 条から第 15 条に定め、運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 6 条、第 7 条に定め、運用している。なお、私立学校法第 38 条第 5 項のうち理事の考え方の規定については、寄附行為には定めていないが、現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるように運用している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条第 1 項に、監事は、本法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選任する旨を定めている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 19 条に定め、運用している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 21 条に定め、運用している。	5-3

東京福祉大学

第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 22 条に定め、運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 23 条に定め、運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任は私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人に対する損害賠償責任の免除、責任限定契約並びに補償契約及び役員等のために締結される保険契約については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用することとしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 41 条に定め、運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 32 条に定め、運用している。 なお、事業計画及び事業に関する中期的な計画については、認証評価の結果を踏まえて作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 34 条第 2 項に定め、運用している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 35 条に定め、運用している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬については、寄附行為第 35 条の 3 及び役員及び評議員の報酬並びに退職金に関する規程において適切に定め、基準に従い支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	本法人の会計年度は、寄附行為第 37 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条の 2 に定め、大学ホームページ等により公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的は、大学院学則第1条に、「東京福祉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考	1-1

東京福祉大学

		力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。	
第 100 条	○	大学院学則第3条に、本大学院に置く研究科を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第19条から21条までに定め、募集要項に明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第19条から21条までに規定している。	2-1
第 156 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第19条から21条までに規定している。	2-1
第 157 条	—	学校教育法第102条第2項の規定によって学生を入学させていないため、定めていない。	2-1
第 158 条	—	学校教育法第102条第2項の規定によって学生を入学させていないため、定めていない。	2-1
第 159 条	—	学校教育法第102条第2項の規定によって学生を入学させていないため、定めていない。	2-1
第 160 条	—	学校教育法第102条第2項の規定によって学生を入学させていないため、定めていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	寄附行為第3条に法令に従い学校教育を行う旨規定し、大学設置基準を最低基準と認識するとともに、大学院学則第1条に自己点検・評価等について定め、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第1条に研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第19条、20及び第21条に入学資格について、第22条に入学者の選抜について定め、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。	2-1
第 2 条	○	本大学院に置く課程については、大学院学則第2条に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を置いていないため該当しない。	1-2
第 3 条	○	修士課程の教育研究上の目的は大学院学則第2条第4項に、標準修業年限については、第4条に定めている。	1-2

東京福祉大学

第4条	○	博士課程の教育研究上の目的は大学院学則第2条第4項に、標準修業年限については、第4条に定めている。	1-2
第5条	○	本大学院に置く研究科については、大学院学則第3条に定め、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	本大学院研究科に置く専攻については、大学院学則第3条に定めている。	1-2
第7条	○	各研究科は学部教育を基礎としており、適切な連携を図る等の措置により、目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は置いていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織を置いていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院の教員組織については、大学院学則第2章及び教育職員任用規程に定め、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ必要な教員を置いている。年齢構成が著しく偏ることのないよう配慮している。 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう留意している。 教員と事務職員等との連携及び協働については、連携体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院の教員資格について、要件を遵守している。	3-2 4-2
第9条の3	○	全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程、及び法人が定めるスタッフ・ディベロップメント規程を定め、組織的な研修等を実施している。 「教育方針及び授業方法に関する規程」、「スタッフ・ディベロップメント規程」に、教職員のスタッフ・ディベロップメントに関し、必要な事項を定め、実践している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院の収容定員は大学院学則第5条に定め、適正に管理している。 なお、研究科、専攻その他の組織は外国に設けていない。	2-1
第11条	○	大学院学則第1条に定める各研究科の教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、体系的に教育課程を編成しており、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	3-2

東京福祉大学

第 12 条	○	授業及び研究指導については、大学院学則第3章に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導については、大学院学則第10条により行っており、他の大学院等における研究指導については、大学院学則第11条に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例については、大学院学則第13条に定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	授業及び研究指導の方法、成績評価基準及び内容並びに一年間の授業計画については『シラバス』および『大学院要覧』によりあらかじめ明示・ホームページにおいて公表している。	3-1
第 15 条	○	大学設置基準の準用のうち、単位については大学院学則第9条に、一年間の授業期間及び授業科目の授業期間は第13条に、授業の方法は第3章に、単位の授与については第13条に、他の大学院等における授業科目の履修については第14条に、入学前の既修得単位の認定については第12条の2に、長期にわたる教育課程の履修については第16条に、科目等履修生については第10章に定めて運用している。 なお、授業を行う学生数はシラバスの履修条件に記載しており、連携開設科目、連携開設科目に係る単位の認定及び大学以外の教育施設等における学修については該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第14条に定めている。	3-1
第 17 条	○	博士課程の修了要件については、大学院学則第15条に定めている。	3-1
第 19 条	○	本大学院に教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	本大学院には研究科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他教育研究上の必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備については、教育研究上支障が生じない範囲で、学部等の施設及び設備を共有している。	2-5
第 22 条の 2	○	各キャンパスにおいて、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	中期目標・中期計画に施設・設備の充実を掲げ、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は大学院学則第3条に定めており、研究科等として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものとなっ	1-1

東京福祉大学

		ている。	
第 23 条	—	独立大学院を置いていないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を置いていないため該当しない。	2-5
第 25 条	○	大学院学則3条2項に「社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期、社会福祉学研究科児童学専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期に通信教育課程を併設」することを規定し、「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」を設けている。	3-2
第 26 条	○	大学院学則3条2項に「社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期、社会福祉学研究科児童学専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期に通信教育課程を併設」することを規定している。	3-2
第 27 条	○	法令を遵守し適正に配置している。	3-2 4-2
第 28 条	○	「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」第5条、6条及び8条に規定している。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	○	「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」第11条に添削等による指導について規定している。 印刷教材等の保管及び発送のための施設を有している。	2-5
第 30 条	○	「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」第34条に、「本通信教育課程に関する事務を処理するため、通信教育部を置く。 2 本通信教育課程の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、本大学院で定める資格を有する教員が担当し、分担する。」と規定している。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を置いていないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を置いていないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	博士課程では、論文指導教員が複数名で学生の希望を踏まえ、必要に応じて情報提供を行っている。	2-3
第 43 条	○	大学院学則第29条別表2に、東京福祉大学の学部卒業生は、入学金を半額とする旨定めている。	2-4

東京福祉大学

		「東京福祉大学大学院 授業料等の学費の納付等に関する規程」7条に減免、8条に延納の規程を設けている。	
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織をもうけていないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院及び研究科等を設置していないため該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5

東京福祉大学

			3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件は、大学院学則第17条第1項及び東京福祉大学学位規程第3条第2項に定めている。	3-1
第 4 条	○	博士の学位授与の要件は、大学院学則第17条第2項及び東京福祉大学学位規程第3条第3項に定めている。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査への協力については、学位規程に定めている。	3-1
第 12 条	○	学位授与の報告については、学位規程第12条に定めている。	3-1

東京福祉大学

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	「通信教育課程に関する規程」第 1 条に、「通信の方法によって豊かで幅広い一般教養に加え、社会福祉学、保育児童学、教育学及び心理学の諸科目の専門的な理論と知識や技術を学ばせることによって実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則 3 条 2 項に通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野を規定している。	3-2
第 3 条	○	通信教育課程に関する規程第 10 条に、教科書等の教材の配布、学習、質疑応答、レポート作成・添削指導、面接授業（講義・演習・実習）、メディアを利用して行う授業、研究指導及びその他の方法により授業の方法について規定している。	2-2 3-2
第 4 条	○	通信教育課程に関する規程第 9 条に授業科目の配当について規定している。	3-2
第 5 条	○	通信教育課程に関する規程第 6 条に単位の算定方法について規定している。	3-1
第 6 条	○	通信教育課程に関する規程第 18 条に卒業要件について規定している。	3-1
第 7 条	○	通信教育課程に関する規程第 15 条に入学後の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定め、第 16 条に入学後の他の大学および短期大学又は他の専門学校の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 8 条	○	「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合」に該当するため、基幹教員の配置を法令に基づき増加して配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学設置基準第 36 条第 1 項に準じた施設を昼間部と共用している他、通信教育関係施設を有している。	2-5
第 10 条	○	通信教育部に係る校地面積は、当該学部における教育に支障はない。	2-5
第 11 条	○	通信教育課程に関する規程第 42 条に「本通信教育課程に関する事務を処理するため、通信教育部を置く。 2 通信教育部には、通信教育部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な教職員を配置する。」と規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	省令に定めのないものについては、大学設置基準の定めるところによっている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

東京福祉大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」	
【資料 F-2】	大学案内	
	「GUIDE BOOK 2024」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	「東京福祉大学 学則」 「東京福祉大学大学院 学則」	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	「2024 東京福祉大学 募集要項」 「2024 東京福祉大学大学院 募集要項」 「2024 東京福祉大学 通信教育課程 募集要項」	
【資料 F-5】	学生便覧	
	「履修要項」 「大学院要覧」	
【資料 F-6】	事業計画書	
	「令和 6 年度 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事業計画書」	
【資料 F-7】	事業報告書	
	「令和 5 年度 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事業報告書」	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	「CAMPUS ACCESS」 「GUIDE BOOK 2024」P89～P101	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 規程集」 「東京福祉大学 規程集」	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	「役員名簿」 「役員会開催状況」	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	「決算報告書」（令和元年～令和 5 年） 「監事監査報告書」（令和元年～令和 5 年）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	「シラバス」	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	「アドミッション・ポリシー」 「カリキュラム・ポリシー」 「ディプロマ・ポリシー」	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	なし	

東京福祉大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	
【資料 1-1-2】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 1-1-3】	「東京福祉大学大学院 学則」	【資料 F-3】
【資料 1-1-4】	「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」	【資料 F-2】
【資料 1-1-5】	「履修要項」	【資料 F-12】
【資料 1-1-6】	「大学院要覧」	【資料 F-12】
【資料 1-1-7】	「アメリカ夏期短期研修（2024 年度）」リーフレット	
【資料 1-1-8】	「大学ホームページ」（就職・キャリア支援） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html)	
【資料 1-1-9】	「学内広報誌 Voyage～大海へ～（2024 年 2 月号）」	
【資料 1-1-10】	「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」	
【資料 1-1-11】	「東京福祉大学 公開講座規程」	
【資料 1-1-12】	「公開講座ポスター」	
【資料 1-1-13】	「大学院案内(GUIDE BOOK 2024)」	
【資料 1-1-14】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	
【資料 1-1-15】	「安心・安定の将来をつかんだ合格者」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	【資料 1-2-1】
【資料 1-2-2】	「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」	【資料 F-2】
【資料 1-2-3】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 1-2-4】	「東京福祉大学大学院 学則」	【資料 F-3】
【資料 1-2-5】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
【資料 1-2-6】	「東京福祉大学 教学組織図」	
【資料 1-2-7】	「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」	
【資料 1-2-8】	「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」	
【資料 1-2-9】	「東京福祉大学 全学総務委員会規程」	
【資料 1-2-10】	「東京福祉大学 全学教務委員会規程」	
【資料 1-2-11】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」	
【資料 1-2-12】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」	
【資料 1-2-13】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」	
【資料 1-2-14】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」	
【資料 1-2-15】	「東京福祉大学 全学学生支援委員会規程」	
【資料 1-2-16】	「東京福祉大学 全学総務委員会に置くハラスメント防止・対策専門部会規程」	
【資料 1-2-17】	「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」	【資料 1-1-10】
【資料 1-2-18】	「東京福祉大学 留学生教育センター運営委員会規程」	

東京福祉大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」	
【資料 2-1-2】	「2025 年度 東京福祉大学入試 Information」	
【資料 2-1-3】	「大学ホームページ」（アドミッション・ポリシー） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	
【資料 2-1-4】	「東京福祉大学 昼間部通学課程募集要項」	
【資料 2-1-5】	「大学院 学生募集要項」	
【資料 2-1-6】	「大学ホームページ」（入試情報） (https://jukennavi.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/)	
【資料 2-1-7】	「大学ホームページ」（大学院入試情報） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/graduateschool/admissions.html)	
【資料 2-1-8】	「東京福祉大学 入学者選抜規程」	
【資料 2-1-9】	「過去 5 年間の入学定員充足率」	
【資料 2-1-10】	「教育学部教育学科学校教育専攻 ICT コース リーフレット」	
【資料 2-1-11】	「保育児童学部保育児童学科芸術福祉コース リーフレット」	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」	
【資料 2-2-2】	「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント (TA・SA) 制度に関する規程」	
【資料 2-2-3】	「東京福祉大学における障がいのある学生に対しての支援について（合理的配慮への取り組み）」	
【資料 2-2-4】	「大学ホームページ」（受験・修学上の配慮申請について） (https://jukennavi.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/information/)	
【資料 2-2-5】	「東京福祉大学 昼間部通学課程募集要項」	【資料 2-1-4】
【資料 2-2-6】	「大学院 学生募集要項」	【資料 2-1-5】
【資料 2-2-7】	「東京福祉大学 障がい学生支援規程」	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」	【資料 2-1-1】
【資料 2-3-2】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」	
【資料 2-3-3】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」	
【資料 2-3-4】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」	【資料 1-2-11】
【資料 2-3-5】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」	【資料 1-2-12】
【資料 2-3-6】	「福祉実習専門部会議事録（2023 年度）」	
【資料 2-3-7】	「教育実習専門部会議事録（2023 年度）」	
【資料 2-3-8】	「教養教育専門部会議事録（2023 年度）」	
【資料 2-3-9】	「キャリア教育専門部会議事録（2023 年度）」	
【資料 2-3-10】	「大学ホームページ」（シラバス） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html)	【資料 F-12】
【資料 2-3-11】	「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭一種免許状]」	
【資料 2-3-12】	「教育実習の手引き」	
【資料 2-3-13】	「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」	
【資料 2-3-14】	「教育実習の手引き[幼稚園・小学校教諭免許状]」 通信教育部	

東京福祉大学

【資料 2-3-15】	「教育実習の手引き[教育実習（中等）・特別支援教育実習]」通信教育部	
【資料 2-3-16】	「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」通信教育部	
【資料 2-3-17】	「教育実習の手引き」[教職員用]	
【資料 2-3-18】	「ソーシャルワーク実習の手引き」	
【資料 2-3-19】	「精神保健福祉実習の手引き」	
【資料 2-3-20】	「介護実習の手引き」	
【資料 2-3-21】	「保育実習の手引き」	
【資料 2-3-22】	「福祉・保育実習の手引き」通信教育部	
【資料 2-3-23】	「就職の手引き 2024 年 3 月卒業予定者用」	
【資料 2-3-24】	「進路登録カード」	
【資料 2-3-25】	「過去の就職率の推移 令和 3 年～令和 5 年」	
【資料 2-3-26】	「公務員合格者数の推移 令和 3 年～令和 5 年」	
【資料 2-3-27】	「国家試験合格者数の推移 令和 3 年～令和 5 年」	
【資料 2-3-28】	「2022 年度 東京福祉大学「ソーシャルワーク実習・精神保健福祉実習連絡会」質問及びアンケート（結果）」	
【資料 2-3-29】	「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 留学生教育センター 規程」	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	「学生生活の手引き」	
2-5. 学修環境の整備		
2-6. 学生の意見・要望への対応		

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 3-1-2】	「東京福祉大学大学院 学則」	【資料 F-3】
【資料 3-1-3】	「大学ホームページ」（ディプロマ・ポリシー） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	
【資料 3-1-4】	「東京福祉大学 科目履修規程」	
【資料 3-1-5】	「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」	
【資料 3-1-6】	「履修要項」	【資料 F-12】
【資料 3-1-7】	「授業出席状況（課題提出状況・参加度等）報告書」	
【資料 3-1-8】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 3-2-2】	「東京福祉大学大学院 学則」	【資料 F-3】
【資料 3-2-3】	「大学ホームページ」（カリキュラム・ポリシー） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	
【資料 3-2-4】	「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」	【資料 2-2-1】
【資料 3-2-5】	「大学ホームページ」（シラバス） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html)	【資料 F-12】
【資料 3-2-6】	「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程」	
【資料 3-2-7】	「大学ホームページ」（使命）	

東京福祉大学

	(https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html)	
【資料 3-2-8】	「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」	
【資料 3-2-9】	「大学ホームページ」 (通信教育課程) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/correspondence/index.html)	
【資料 3-2-10】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 3-3-2】	「大学ホームページ」 (シラバス) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html)	【資料 F-12】
【資料 3-3-3】	「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」	【資料 2-2-1】
【資料 3-3-4】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」	【資料 1-2-13】
【資料 3-3-5】	「授業評価質問票 (A) (B)」※学生による授業評価アンケート	
【資料 3-3-6】	「授業評価質問票 (A) (B) 通信教育課程」※学生による授業評価アンケート	
【資料 3-3-7】	「令和 5 年度 秋期授業評価平均値一覧」	
【資料 3-3-8】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」	【資料 1-2-14】
【資料 3-3-9】	「授業見学報告書」	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	「大学ホームページ」 (コンプライアンス宣言) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/information/compliance.html)	
【資料 4-1-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」	【資料 F-1】
【資料 4-1-3】	「東京福祉大学 教育研究評議会規程」	
【資料 4-1-4】	「東京福祉大学 学部教授会規程」	
【資料 4-1-5】	「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」	
【資料 4-1-6】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」	【資料 2-1-1】
【資料 4-1-7】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」	
【資料 4-2-2】	「東京福祉大学 教員任用規程」	
【資料 4-2-3】	「大学ホームページ」 (スタッフ・教員一覧) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/professor.html)	
【資料 4-2-4】	「大学ホームページ」 (就職・キャリア支援) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html)	【資料 1-1-8】
【資料 4-2-5】	「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」	【資料 2-2-1】
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」	
【資料 4-3-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」	
4-4. 研究支援		

東京福祉大学

【資料 4-4-1】	「大学ホームページ」（学外研究施設・附属機関・併修校） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/institution.html)	
【資料 4-4-2】	「大学ホームページ」（茶屋四郎次郎記念図書館） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/library/index.html)	
【資料 4-4-3】	「大学ホームページ」（東京福祉大学 文部科学省・日本学術振興会科学研究費採択課題） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/research.html)	
【資料 4-4-4】	「令和 5(2023)年度 研究奨励専門部会 活動報告」	
【資料 4-4-5】	「令和 5(2023)年度 学会誌等編集専門部会 活動報告」	
【資料 4-4-6】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」	
【資料 4-4-7】	「東京福祉大学 科学研究における行動規範」	
【資料 4-4-8】	「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等体制図」	
【資料 4-4-9】	「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」	
【資料 4-4-10】	「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」	
【資料 4-4-11】	「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」	
【資料 4-4-12】	「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」	
【資料 4-4-13】	「令和 5(2023)年度 倫理不正防止専門部会 活動報告」	
【資料 4-4-14】	「事業報告書」	【資料 F-7】
【資料 4-4-15】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」	
【資料 4-4-16】	「令和 5(2023)年度 図書館運営委員会 活動報告」	
【資料 4-4-17】	「令和 2(2020)年度 大学院教務専門部会 議事録」	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」	【資料 F-1】
【資料 5-1-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」	
【資料 5-1-3】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」	
【資料 5-1-4】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」	【資料 2-1-1】
【資料 5-1-5】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」	
【資料 5-1-6】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」	
【資料 5-1-7】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
【資料 5-1-8】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」	
【資料 5-1-9】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」	
【資料 5-1-10】	「大学ホームページ」（コンプライアンス宣言） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/information/compliance.html)	【資料 4-1-1】
【資料 5-1-11】	「学生生活の手引き」	【資料 2-4-1】
【資料 5-1-12】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」	
【資料 5-1-13】	「東京福祉大学 安全衛生管理規程」	
【資料 5-1-14】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」	
【資料 5-1-15】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」	
【資料 5-1-16】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」	

東京福祉大学

【資料 5-1-17】	「新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する会議」開催状況	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」	【資料 F-1】
【資料 5-2-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」	
【資料 5-2-3】	「理事会 議事録」	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」	【資料 F-1】
【資料 5-3-2】	「東京福祉大学 組織運営規則」	
【資料 5-3-3】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」	
【資料 5-3-4】	「評議員名簿」	
【資料 5-3-5】	「評議員会 開催状況」	
【資料 5-3-6】	「評議員会 議事録」	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
【資料 5-4-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経営改善計画」	
【資料 5-4-3】	「令和 5 年度 資金収支計算書」	
【資料 5-4-4】	「令和 5 年度 事業活動収支計算書」	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」	
【資料 5-5-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」	【資料 5-3-3】
【資料 5-5-3】	「監査報告書」	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」	
【資料 6-1-2】	「大学ホームページ」（自己評価） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html)	
【資料 6-1-3】	「東京福祉大学 学則」	【資料 F-3】
【資料 6-1-4】	「自己点検・評価委員会作業部会 メンバー表」	
【資料 6-1-5】	「自己点検・評価委員会 議事録」	
【資料 6-1-6】	「各委員会における中長期計画の進捗状況と年次計画」	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「大学ホームページ」（基本情報の公開） (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/publicinformation/index.html)	
【資料 6-3-2】	「4 月の各学部教授会及び研究科委員会議事録」	
【資料 6-3-3】	「実習連絡会議事録」	

基準 A. 地域連携・地域貢献の充実

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・地域貢献の有効性		
【資料 A-1-1】	「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会 規程」	【資料 1-1-10】
【資料 A-1-2】	「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」	【資料 1-1-14】
【資料 A-1-3】	「各委員会における中長期計画の進捗状況と年次計画」	【資料 6-1-6】

東京福祉大学

【資料 A-1-4】	「東京福祉大学 公開講座規程」	【資料 1-1-11】
【資料 A-1-5】	「大学ホームページ」 (社会貢献活動・特別講座) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/contribute/index.html)	
【資料 A-1-6】	「公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークホームページ」 (地域連携促進支援) (https://www.howarp.or.jp/collaboration/)	
【資料 A-1-7】	「群馬県ホームページ」 (地域と大学の連携) (https://www.pref.gunma.jp/page/15052.html)	
【資料 A-1-8】	「ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワークホームページ」 (https://gunma-diversity.gunma-u.ac.jp/)	
【資料 A-1-9】	「地域連携推進専門部会 議事録」	

基準 B. 留学生支援と国際交流の充実

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 留学生支援と国際交流の推進		
【資料 B-1-1】	「留学生募集要項」	
【資料 B-1-2】	「大学ホームページ」 (留学生募集) (http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/abroad/index.html)	
【資料 B-1-3】	「大学ホームページ」 (シラバス) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html)	
【資料 B-1-4】	「東京福祉大学 留学生教育センター運営委員会規程」	【資料 F-12】
【資料 B-1-5】	「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」	【資料 1-2-18】
【資料 B-1-6】	「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規程」	
【資料 B-1-7】	「大学ホームページ」 (国際交流) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/international/studyabroad.html)	
【資料 B-1-8】	「アメリカ夏期短期研修 2024」 リーフレット	【資料 1-1-7】

基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援		
【資料 C-1-1】	「ソーシャルワーク実習の手引き」	【資料 2-3-20】
【資料 C-1-2】	「精神保健福祉実習の手引き」	【資料 2-3-21】
【資料 C-1-3】	「大学ホームページ」 (シラバス) (https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html)	【資料 F-12】
【資料 C-1-4】	「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」	【資料 2-3-2】

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。